



三毛門村史

三毛門村史

まえがき

築上郡中部九ヶ町村の合併によつて従來の町村名がなくなるという事は淋しいものであります。

又成長してゆく子ども達の爲にも深く郷土を理解して貰ひ理想的郷土建設に盡力されることを願つて第一部の出版を行う事になりましたが、浅学非才の私が敢えて新らしく執筆したものでありますから従つて資料を蒐集したに過ぎないと思われる向きもありますが、その点は讀者の叱正を希う次第であります。

一九五四年一〇月

沓川にて

著者しるす

目次

まえがき ..... 一

三毛門村平面圖(折込) ..... 一

みけかど小唄 ..... 二

歴史大略 ..... 八

三毛門村の由來 ..... 八

三毛門村 ..... 八

御木川 ..... 八

地名に就いて ..... 一〇

神社 ..... 一四

寺院 ..... 一四

地名 ..... 一三

所 舊蹟 ..... 三三

世 永城趾 ..... 三三

市 丸城趾 ..... 三三

久留米	四〇
壽福庵	四〇
小倉藩主小笠原忠苗公	四一
大正九年の特別大演習	四三
人物	四四
庄制度	五六
手永	五六
區制度	五九
小倉藩政時狀記	五九
明治二十二年四月町村の區域名稱	六六
三毛門村役場	六六
歴代村長	六九
歴代助役	七〇
歴代收入役	七一
教育	七五
歴代校長	七五

明治初期の小学校	七九
私塾・寺小屋	八二
保育園	八四
三毛門村立図書館	八五
民生委員	八六
團体	八七
青年團	八七
婦人会	八八
未亡人会	八九
消防	九一
土木	九三
革	九七
面積	九七
人口	九八
氣候	九八
河川	九九
溜池	一〇〇
沿土	
團	

# みけかど小唄



ヨクヤーツツキーノ ミホーノサト  
おきはーせよーかーせ しらーほぶね



ミノルカボチニヨトサノ コノハンシヨホニ  
よせてかへしてヨトサノ たからぶーねーホニ



ミケカドヨイトコ ネサノヨイトコ ーネ  
みけかどヨイトコ ネサノヨイトコ ーネ

## 三毛門小唄

- 一、沃野つゞきの三穂の里  
みのるかほちやにヨイトサノ この繁昌  
ほんに三毛門よいとこね サノよいとこね  
(くりかえし以下同)
- 二、沖はそよ風白帆船  
寄せてかえしてヨイトサノ たから船
- 三、みどり色ます森かけに  
さつを見守るヨイトサノ まもり神
- 四、神のみめぐみ田に畑に  
昇る朝日にヨイトサノ 野はみのる
- 五、のさち海さち三穂のさと  
たのし明け暮ヨイトサノ 氣もほがら
- 六、西と東に繁華街  
仲をとりもつヨイトサノ アスファルト
- 七、心ますみのかねがなる  
うましふるさとヨイトサノ 花かほる

治	我が国で始めてなされたこと	安	107
娛	樂・遊	技	116
美	容	114	
保	健・衛	生	113
住	宅	113	
宇	島港の略記	114	
共	濟	組	113
農	地	115	
三	毛門南	瓜	114
農	業協同組合	111	
産	業	108	
通	信	109	
交	通	108	
港	灣	108	
矢	方	100	

## 歴史大略

二

伊弉諾尊・伊弉冉尊は大八洲を開き給ひ修理固成の大業茲に成る。天照大神は高天原及び大八洲に君臨し仁政を施し給ひ、人民に農業、養蚕、機織の法を教え給う。瓊瓊杵尊は神器を奉じ天兒屋根命・天太玉命・天忍月命以下八百万の神々を従え日向の高千穂峰に笠狭碕を相して帝都を奠め給う。月夜見尊は葦原中國に降り、素戔鳴尊は出雲より朝鮮半島に往來し、少名彥命は常世國より來たりて大國主命の事業を授け医薬の法を教う。彥彥出見尊の皇子、鴉飼草不合尊は王依姫を妃と定められ五頼命・稻飯命・三毛入野命・狹野命の四皇子を御出產なされた。

神武天皇御東征の際舟師を率いて日向を發し豊の國宇佐より筑紫の水門に到り………紀伊より大和に入らんと海路を航する途中暴風に逢ひ稻飯命は海に入り給ひ、三毛入野命は豊の國に歸えり三毛門村にありて地方を守る。

景行天皇が神夏磯媛の願をいれ宇佐の川上に居る耳垂の族と、御木川の上流に居た鼻垂及び高羽の川上に居る麻剌を親征されたのが景行十二年だが、然らば御木川とは何處の川なるか？佐井川説強し(村の由來で詳記す)。日本武尊熊襲征討平定は景行二十八年で、東夷征討に向う爲諸將の三毛門通過があつた。仲哀九年には神功皇后が三韓より凱旋の途次、沓川の濱に立寄り養蚕の盛んなるを御覽になり織縫工の必要をお感じられ、應神三十七年二月阿知使主が支那より日本に歸化し吳國に織縫女を求む。始めての女帝推古天皇は推古二十六年に安藝國に舟を造らしめ、大陸文化が

直接輸入されていた当時瀬戸内海の高千穂は盛運を來し、風俗・習慣・嗜好等大いに進歩した。神龜七年元正天皇の奈良時代に三世一身の法を立て墾田を奨励す。新墾は三代、再墾は一代の私有の定めなり。田庄・功田・賜田・開墾田・勅旨田・神田・寺田等は總て後世莊園の起源となり、懇田は名田といひ所有主を名主と云う名田の多小により大名、小名と云う。

天平二年行基菩薩が聖武天皇の勅願を奉じて創建された吉富町鈴熊の金華山惣寺院の遺蹟には行基の作と稱する寶藥師如來の産像が祀られ、信仰のあつた住民や蜂屋村(八屋町)の人等でお成り道は通行人多く同筋の部落は榮えた。和氣清鷹は神護景雲三年九月宇佐八幡の神教を受け我が國体の危急を救ひ同年同月二十五日大隅に配流されし時、この地にて休憩したり、又一説には椎田・沓川の沿岸航海をなし金比羅神社の海岸に上陸したと云う説もあるなり。天長八年仁明天皇の平安時代には交通發達し、西日本は瀬戸内海の高千穂の海港開け、承和二年空海が平假名の五十音圖を作り、藤原常嗣・小野篁が遣唐使として出帆の前後の時代からこの村を本城として海賊が瀬戸内海を横行し租米貨物を掠奪したり、貢船を襲つたり海賊時代の賊の根據地なり。寛平年間に菅原道眞が沓川で沓を洗つたと言ふ説あり。寛平元年今から約千六十五年前の五十九代宇多天皇の御代で寛平九年迄其れから昌泰が三年間、道眞が薨じた時は延喜三年なり。延喜七年に、六歌仙の一人で有名な小野小町がある、フカクサノ少將と云う男が當時いて小野小町に九十九通通い申込み續けたが受入れて貰えず哀れなるかな遂に小町に思い焦がれて死す。以來九十九(クトク)即ち訛りてクトクと讀む)の言葉が流行したと云う。天慶三年藤原純友が西海に叛き平貞盛・藤原秀郷は平將門を平け

た、小野好尚・經基王は純友と戦い三毛門村は大戦場と化す、純友遂に力およばず敗戦す、時天慶三年六月なり。

其の他源平兩氏の戦後で世は亂れ始めていた。此の頃は國分田の公收もなく天慶末期には莊園の亂始まり、鳥羽天皇の永久元年の頃には盜賊榮んとなり三毛門・宇島・八屋・椎田は盜賊、海賊で榮えた土地なり。

特に海賊は山陽・阪神・四國・朝鮮・支那迄も出沒したり、大治四年一月鳥羽天皇は平忠盛に命じ海賊を平定せしめた、此の時平氏は豊前国にも亦縁故を生ず。菅原道眞には二十一人の子供があつたが平氏も菅原道眞に勝るとも劣ざる子寶であつた。男子の黛や、白粉、染齒等天養元年頃始まつたもので宇島の男女が全國的に早く、次第に流行したるなり。

港としても古くから開けていた宇島は尊氏の執政、正平元年に海外發展熱盛んとなる。幾多戰亂の爲に農民は米等も外國に求めなければならなくなつた。黛の男、白粉の女、貧乏にあえぐ家庭、世はまさに混亂したり。斯様な時代になると掠奪團等が誕生するのも社會現象の一つで、正平五年には海賊が韓州鎮海の倉庫を襲い漕船を掠めたり。後村上天皇の正平十三年三月室町時代にも船を率い支那、朝鮮を侵し租米を掠む事甚だしく、盜賊蜂起し、海賊は香川を根據地とせり以來盜賊、海賊はものすごい勢力となり、五十余年後の應永十八年九月九日遂に極に達し海賊の出沒は明國を極度におびやかし貿易は中絶したり。貿易の中絶により海賊の勢力も次第に弱まつた。

文安一・二年の今から約五百余年前、後花園天皇、義政執政時に座制度といつて商業獨占の組合も出來た。文明十年、後土御門天皇の御代大内政弘が筑豊二州に勢力を張る。郡雄割據し戰國時代となる。再び盜賊の時代來たり。

天正五年大友宗麟は會堂・學校・施療院・孤兒院等を設け大分は先進文明・西洋文化の中心地たり。産業・貿易・交通（日本の電車も宗麟の輸入による）宗教・教育・社會施設等今日文化生活が出来る様になつたものは總て南蠻貿易による大友宗麟のタマモノである。府内城主なり。慶長四年南支那・台灣と生糸の密貿易をなす。同七年細川氏の設けし行政區画により手永制度の下に藩政を行う。同九年朱印船の貿易盛況となり自由貿易始まる。

元和元年豊臣氏の滅亡により海路瀬戸内海を渡り來る落武者多し、寛永九年頃小笠原侯に仕えた侍も多し、元祿元年徳川綱吉の時代には勇武剛健の風類れ、風俗日々に懦弱華奢に流れて此の時代には儒學・國語・文學・美術・遊藝等何れの方面にも人材の輩出を見、まさに文運の隆盛を極めた。

元祿八年貨幣改鑄で慶長の制破れ、物價騰貴し人民の生活困難となつたが旗本は米價騰貴の爲に生活豊かとなる。人身の賣買なども甚だしく宇島はよく榮え、又香川も非常に榮え獨り我が世の春を謳う有様で藝人も多く此の村に移り住んだ。元祿十五年通俗文學の興起により淨瑠璃芝居流行し、寛永七年には新田の開発、農法の改善等により米の産額は大いに増加せり。正徳元年には義太夫節も盛んとなり香川附近の部落では度々催された。

櫻町天皇は二百八十年間中絶していた新嘗祭を復せられ享保二十年十一月二十四日大岡忠相寺社奉行となつたのが一月八日、又當時の有名なで闇齋門下の神道家玉木葦齊は元文元年七月八日に歿した。同年一月一日に仁風一覽を刊行した國學者の荷田春滿も同年七月二日に歿したり。敬神崇拜の精神一段と揚る。文政元年の頃頼山陽もこの地に來たりして遊びし事ありと云う寛政十二年より二十二年の歲月を費して我が國最初の沿海実測地圖を作成した伊能忠敬

は文化七年一月二十二日に沓川の大庄屋三ヶ門兵衛宅邊の沿岸を測量したるとある。

文政五年七月朔日宇嶋・沓川邊りで農具市始まり歌舞伎芝居・軽業・賣女・藝子達が夥敷く入込み非常に賑々敷かつた。歌舞伎芝居は古くから行われた土地だけあつて、芝居に興味あるもの多く批評眼も高かつた。人身賣買は本場に近く接して居た故他國の風俗等も入り文化的に偏在してゆく地理的條件にあつた。三毛門眞九郎と云う人がいて五十石の大庄屋だつた、祖先も代々庄屋役を勤め三毛門と稱した以來三毛門と云う様になつたのが三毛門村の始まりとも云う(現在の字三毛門)説もある。友枝村に友枝角之助という七十石の大庄屋があり、上毛郡の大庄屋は三毛門と友枝の二ヶ所だつた。差上米・郷倉に就き尠し記してみよう。

貢米低廉の爲め人民より差上、又は願上上納すると謂う趣意。始めは豊凶に依り高に何歩掛上米として別納したるに付き見掛米とも云う。元祿年中より差上米・願上米の名稱となれり。上毛郡では差上米と稱し、此の差上米は癩藩に至る迄続き、不作の年は減額の申出を渡し許可を請う例なり。四ツ高に四分四朱を掛けたり。半減二分二朱五厘掛ける等村々により異なる。一名歩掛米の稱あり。年貢の話になつたが當時茶は三毛門に余り植えられていなかつたが毎年茶年貢を納めた。小笠原所領となりては茶培植と否とに關せず定式年貢となつた。茶年貢米は四割の利を加え納むる法(茶は四月に採取せしに冬に至り官納する爲利米を加う)上毛郡は大麥にて茶年貢を納む分あり、大麥を代米にて官納す。貢米運搬賃は官舍所在地を距る五里以内は各村人民の負担とし五里以上の里程に係る運賃は下附された。之を稱して五厘先駄賃と云う。上毛郡は八屋に郷倉があつた。小倉城の城内丸の内にある本倉に直納するのは

企救郡丈で、本村は八屋の郷倉に納めた。郷倉には吏員派出して之を收め翌年の春迄に小倉の本倉へ送つたが、古くから開けた宇島港を利用總て海運で送つた。小祝村等の貢米一切界木・沓川を経て宇島港から送り出され、中津・宇佐・下毛も小笠原藩に屬していた。

天保二年二月に大阪町奉行は大阪川口に天保山を築く、以來外國船の出入多く後年大阪商船は高松へ別府へ宇島等の定期航路を有し海運極度に發展したり。

安政六年八月十五日前后よりコロリ病という病が専ら流行した。この病を退除するには大いに賑い陽氣を迎えると効果があるという世評により、川祭り・濱の市、農家山間部の夏祭り等も盛んとなり、大麥賑々敷かつた、秋祭りも終つた頃年号を改め万延と稱したのも一年間で文久となつた。文久年間には表裏者や、篤行者も多く出て明治四年七月癩藩小倉縣となり、同九年四月福岡縣、八月には豊前の内中津・下毛・宇佐が大分縣に編入され、築上郡は福岡縣の東端となり三毛門村は郡の東東北端となれり。

## 三毛門村の由來

八

### 三毛門村

上毛（カミツゲ）下毛（シモツゲ）は其の始め御膳と云う一つの郡であつた。御膳は又御木とも書き兩れもミケである以上三毛門も何等かの關係がある様に考えられる。

三毛入野命が豊の國三毛門村にて地方を守つて居たので之より三毛を以て郡名とし後上・下に分けて上毛郡・下毛郡となせり、三毛に門のあるのは門は往昔ミナトの意に用いられ海と陸との界をなせり、三毛ノ湊という事で三毛門と呼ぶ様になつたと云う説あり。

一説には毛一字を以つてミケと呼び、毛とは穂の意なり稻穂・麥穂・粟穂の三穂より三毛と、門はミナトの意故三毛門となれりと。往古の事故温当な事かとも一應肯定出来る様でもある。

### 御木川

日本書記景行天皇の巻に出ている御木川は果して佐井川か山國川か後者の説、佐井川の流れ僅かに五里にして土蜘蛛（神武天皇御東征の際暴行を働らき三毛入野命これを征討せり）の棲むべき險阻な所は無いと言ふ事を以て御木川は山國川であると主張するのである。

佐井川説を主張する論は「兩豊記」に耳垂という賊の住み居りしは求菩提山の麓大窟と言ふ地なりと言ひ其の遺蹟等について記載されている又、鳥越の大富社縁起や永久村の貴船社の縁起などに依ると又討賊の際に祈願した事をも書いてある点から見ると、この記事も余程論據のあるものとも思われる、又鬼木村に「行合宮」と云う宮があり、この宮の所に於て天皇の軍と土蜘蛛の軍とが行合ひ合戦したと傳えられ現今に於ても其の祭禮に於て合戦の奇習が残つてゐる。

以上の事より推究するに山國川説より作井川説の方が有力となつて來る、之の諸点より御木川は佐井川であると思われれるも尙更に之を地形地質面より考究するに、先づ三毛が御木である事は前述の通り三毛は御木川の裾にあつて川名が地名より移つたもので或人等は三毛門の起因について佐井川は三毛門で三毛門とは三毛の川門カハトの義であると云つてゐる。即ち今の佐井川の下流は古より二町も東に移つて居るらしい。小石原村から熊の原の西を走り春日神社の東を流れていたに相違なくその理は第一地形と地質が証明してゐるばかりでなく、三毛門と東吉宮村との村界が佐井川を中に置いて隣する道理がない而るに現在の村界は所謂古流の東岸になつて其の古流が春日宮の東で換言すると三毛の地名が起つた本元を流れているからどうしても佐井川は古の御木川で御膳川であると言ふことに歸着する。又太宰管内志著者伊藤常之は「上毛郡三毛川と言ふは同郡求菩提山麓より出で北の方三毛門を過ぎて海に入る也川長四里許りもある可し、三毛門村を流るるが故に三毛門と云う也云々」となつてゐる以上多説羅列したが諸説を總合するに御木川は佐井川である様に思われる。



## 地名に就いて

10

### 三 樂

一、三之助なる者が樂往生した所。

二、孟子盡心上篇に出ている「君子有「三樂」からではないかと有識者は語る。

三、相良が三樂に転じた相良氏の領地故。

四、相良氏は今から約五百年前氏の領地であるこの地に油座・米座・酒座等外に樂市・樂座等を設けた。又三樂の池は今から約三百七十年前射撃場に使用された。大友宗麟の南蠻貿易により輸入され、この地に普及されたものである。

### 森 久

森久村と言うは平家の殘党盛久なる者此の地に逃れ来りて村を開き子孫相次で今日に至ると言う、村の風情他村と異なる点ある故一理ある様思われる。

### 六 郎

大友宗麟の家來に六郎と言うものありて射撃の達人なり、三樂の池を射撃場として教え遠くより来たり学ぶ者多し。氏の祖先に庄六といつて神龜七年頃この土地を拓き彼には六人の男の子がいたのでこれに啄んで六郎と名付けたり、後六郎は田名の六郎をとつて六郎と稱し府内にて砲術を学びて歸郷也りといふ説ありたるもその墓なし。今より約千年前に重松甲斐守という藩士ありてその六男に産まれた六郎という士あり、毎日モク馬に乗り、この地方を巡視されて居たり依つて後世六郎と呼ばれる様になりたり。重松甲斐守の末流で慶應二年の農兵起りし頃徳三郎が繁永姓を名乗り現在に及ぶものなり。繁永榮十郎氏の殿父たる事は史上あきらかなればこれが至当の様に思われる。

### 久 松

古老傳に昔小犬丸に一少女あり久松の海濱に鴨羽を得て之を見ていると何だか聲がするので家に携えて歸ると一男一女がいる。そこでお前らはどうしたのかと聞くと天に父母がいますからと言つて簞笥に上つた所が後に久松の濱に二本の松が出来たので之を神松と名づけたが更に久松と改めたと言ふ。

### 市 丸

豊前古史地名考に池の辺に堂有りて里人は清水宮と云えり、往古年ごとに六月・十二月に御祓の市有りしとか、やがて村の名も市丸と言えりとあるが、本村の市丸は城の本丸即ち一ノ丸から来たものであらうと。現在の明德寺の裏附近に城があつたと地名にも記されており。

### 小 犬 丸

今より一〇七二年前の西紀八八二年日本食肉史上暗黒時代陽成天皇の朝の頃此の地に非常に綺麗な一少女ありて、

少女に近づかんとする若人は数多く其の態まさに眞剣なり。然るに少女には一匹の小さな愛犬があつた。或る時一人の青年來たりて「將射んと欲せば先づ馬を云々」の諺に従いたるが如く小犬を丸と呼び一番目に小犬の丸公を手なづけ二番目に少女の愛犬を介して少女に近寄り三番目に申込み遂に結ばれたり、縁結びの小犬丸公はこの新郎新婦に大いに可愛がられ又夫婦仲良き事は世人羨望の的なりと世人稱して總てが小犬の丸公のお蔭だと以來小犬の丸と呼ばれ小犬丸として現在に及ぶものなりと云う。

### 清水町

和氣清鷹大隅に配流されし時この地にて休憩したり土地の者清鷹の疾あるを憫みて此の地に清水あり天の眞名井と言ひて善く諸病にきくと告げければ公水に入りて足を洗いたるに忽ち効驗あり是より足洗の池と名をつけ後郷を足洗又清水町と言ふ様になれり。

清水は清水の湧く所で三毛門村でも一番早く住民した所で人この地に多く居て町の様にあつたところから清水町としてショウズと讀んだ。

二千数百年前に天忍骨命がこの地方に仁政を施され清水の湧出する邑として清水邑と呼びけるに後邑を町と替えて清水町とせりという説もあり。

### 沓川

岩岳川は往古沓川と言われ其の川口にある爲名付けて沓川と呼びけり。

今から約千六十年前菅原道眞が大隅に配流される時現在の岩岳川の川口で沓を洗われたので土地の者は沓を洗つた川と云う様になつたが何時しか省略されて沓川という様になれり。

「倉城大略志」の中に「中津より一里小祝を渡りて子祝のまち有是より小倉領分也。夫より沓川村に至る濱辺に住吉の神あり」と又尾張の菱屋半七の「筑紫紀行」中に「はち屋村に至る人家三百軒ばかり汐濱にて聊かの湊なり町屋に商家もあれど屋並のさまきたなし、宿屋・茶屋もなくたゞうどん屋一軒あるのみ又一里にして川向いに沓川村人家五六十軒あり十四五丁行けば領地の堺のしるしあり細き川のある西を小倉領とし川向いに三軒屋とて家十軒ばかりある、これより東を中津領とす云々。」之は享和二年四月二十一日の條に書かれてある今より百四十年程前である。

### 恒富

この地に非常に美しい娘が居た其して又彼女の家は代々金持であつた。是の話は今から約六百八十年前弘安六・七年頃の事である。娘の名をツネと言ふツネさんの家は幕府の保護のもとに無盡講の土倉があつた。或る時ツネさんは無名の青年を恋する身となり家風の厳しい家庭のツネさんは苦しんだ。青年の名はトメ吉と言ふ。トメ吉も亦ツネさんを恋し愛して居た愛する恋心は野獸的となり毎日毎日ツネさんの家に日参したけれど、遂に許されざる結婚の爲トメ吉は狂人となりて死す。これを聞いたツネさんは驅けつけてトメ吉の死体の上に泣きふせそのまゝ舌を噛み切つて此の世を去つた以來ツネさん程の美人がトメ吉さんに云々と世間の話題の一つになり余りにも有名だつた。ツネ・トメが転じてか訛りてかツネドミと呼ばれる様になりたるとの説強し。

神 社

春日神社 三毛門村宮ノ本にあり

祭神 武甕神 經津主神 高麗神 美津波賣命 伊弉諾尊 豐日別命

閻龍命 天照大神 天兒屋根命 應神天皇 素盞鳴尊 大年神

稻倉魂神 太市姫命

の十四柱

諸社祭祀云

春日神社祭所五座 國常立尊 伊弉諾尊 天照大神 天兒屋根尊 應神天皇 大歲神

三毛門村御鎮座者、古此神化ニ白鶴ニ稻穗麥穗粟穗以上三毛之穗啄此村止、其止所云ニ秋生ニ其後社立祭ニ之素盞鳴尊者当所地主神也、春日神社者、平城天皇大同二丁亥年十一月十一日大歲神依ニ神

詔ニ此村御鎮座也

思うに此の村に放生田・餅田・神田畑・燒神・貴船島・小宮等あるは或は神社に關係ありし所ならん。

三樂村字宮ノ本に龍高を祀る貴船神社、森久村の川原田に應神天皇・仁德天皇・高麗神・閻龍神を祀る貴船社、高麗神・閻龍神は水の神なり。又六郎村中土屋敷に閻龍神・高麗神・岡象寶神・仁德天皇・免道皇子を祀る社ありしも先程の神社合祀の事ありし際現在の春日神社に合祀せられ居れり。

清水神社 清水町字木ノ下にあり

閻龍神 岡象寶神 天御中主神 國御柱神 事代主神

を祀る。

諸社祭祀

清神宮貴船社從、古此所御鎮座也、広瀬社者白鳳六丁丑年四月四日清水町之河曲御影向也

春日神社 恒富字宮ノ本にあり

祭神 武甕槌神 經津主神 天兒屋根命

の三柱

春日神社 久松村字輪田にあり

祭神 は恒富春日神社に同じ

菅原神社 三毛門村字小宮

菅原道眞を祀る。天保三年の神社改帳に天滿天神末社庚申社とあり現在は宮ノ本の春日神社境内に併

祀しあり。昔寺は境内に必ず地鎮神として祀つたものである。依てこの神社も善正寺の地鎮社であつたに違いない。

金刀比羅神社 沓川村字檜木

大物主神 崇徳天皇

を祀る。

今より二十五年前沓川神社に合祀せり、其の社の跡は石標を以て示すに現在堤防築上するに及び約二十米西西南の位置に移り石標を建立す。堤防築上により新田一反三畝也が新たに誕生す。

貴船神社 市丸村に在り

嘗て貴船神社拜殿改築の際棟木より探し出したる神社由來記によると、

若宮八幡宮・貴船宮・天満宮・太上宮、延喜式神明帳に上毛郡市丸村四社在り是也。

蓋當社御鎮座由來、寶篋、代、神也、普流慈徳分形跡光應機而照遍所明草木標人畜之變在神知於愚爭測天固排開平吳域憐本民冥之暇神爾所現當無不物理實取以密藏爰無慈愍矣爰、三十一代敏達、朝元年壬辰上毛郡伊知麿、謂取爾在大木光物自海岸象如明星耀覺尋其源其頃魚於取迎夜中海邊參者視且如珠象之物在魚夫憶是誠神靈珠、化、放光故也、式詔日敬我者增戒其徵立隻後至南方爲光不來科戸有科戸稻成稅亦逢光無病火難無林雨大旱我名護國天驗貴布様神也是垂迹初也

享時安永八年

弘安三年辰三月

奉再建拜殿造營

社司 高橋 無受

亥三月

村中依志願者也

市丸村

氏子 小丸

沓川村東之塚

三毛門村西小路

村長 小路 正信

大工 當村 儀兵衛

右古書紙破、是(板)ニ寫置也

中殿 藤久謹書

(三毛門村長小路太氏宅に家寶として保存してあるなり)

郷社沓川神社

一、由緒詳かならざるも例祭八月十五日、明治六年七月九日郷社に被定

一、境内神社

村社春日神社 (宮ノ本三〇七)

一、由緒

- 1、不詳例祭 四月七日
- 2、明治六年七月九日村社に被定。
- 3、森久字川原田へありし村社貴船神社を明治四十二年六月合併許可あり合祀す。
- 4、六郎中土居屋敷村社貴船神社明治六年七月九日村社に被定、尙武実如若八幡として祭祀あり神を四十年十一月二十六日合併許可、三毛門春日神社に明治四十五年三月十五日合神す。
- 5、三樂宮ノ本貴船神社祭祀例祭八月十七日、明治六年七月九日村社被定、明治四十五年三月十五日春日神社合祀許可。
- 6、境内菅原神を祀る菅原神社は明治四十五年三月十五日合祀。
- 7、昭和三年十一月二日供進神社として指定さる。

村社清水神社

春日神社 (恒富宮ノ本)

- 1、明治六年七月九日村社被定。
- 2、祭神 兒屋根命は大字小犬丸に小犬丸神社としてありしを明治四十一年七月八日合祀許可。
- 3、氏子 三十四戸
- 4、由緒不明 明治六年七月九日村社被定。

清水神社古文書に古器物古文書を寶物としてそれによると次の様に出ている

一、棟 札 二枚

元祿十五年壬午三月再建・当郡主小笠原備中守・源長高惣庄屋久路土彌右衛門・祠官清原左京平・榮嗣願  
主清水町村田中忠兵衛・橋本忠助・庄屋田中新三郎・大工棟梁小倉坂下又兵衛・八屋村新兵衛・大工小倉  
源七・徳太夫助二郎・貞享四年丁卯正月再建施主忠兵衛外三名有し共名不詳

一、鏡 三面

銘 松村因幡守藤原重義

寸法 八寸 形 円 鑄文 清水宮神鏡 重量 四百目

享保六五年

寄附人 清水町村氏子中

右之通御座候也

福岡縣下豊前國上毛郡清水町村清水神社祠堂

教導職試補 矢 幡 二 馬 印

明治十三年二月

右神社氏子惣代 中川 彦三郎 印

田 中 藤 藏 印

右村 戸長 吉田 武八郎 印

春日神社寶物古器物古文書目錄

三毛門村春日神社

一、扁 額 三面

社号記載あり書体楷書年月不詳

堅三翼一尺九寸 横一尺五寸

一、棟 札

建立年月日及神官關係人の名あり則左記するが如し。

千時寛延二己巳三月小屋入翌千九月成就同十一月十一日遷宮畢奉建立三社大明神<sup>四尺間</sup>三<sup>間</sup>一字願心者国家安全五穀豊登繁昌所当君小笠原右近衛將監源朝臣忠基御武運長久御子孫繁昌祈尅

神主 清原 播磨守 隆嗣 敬白

祠官 藤原大炊高橋勝正

材木寄進 郡奉行澤田善太夫正峯、庄屋利右衛門、惣奉行田中兵衛門正敷、願主大庄屋三毛門常右衛門高豊

組頭 団 佐

新右衛門

傳三郎 惣氏子中

茂 七

代官 上原杉右衛門正勝 子供役 三毛門布右衛門

大工 中津 傳三郎 上川底 安ノ丞

緒方 平 作 松江 平 六

木挽 赤熊 五右衛門

山奉行 右彦右衛門任知

大工 緒方村 畠山平右衛門延從

尻高 平五郎

千時寛延三庚午願主太庄屋三毛門常右衛門高豊庄屋利右衛門氏子中奉建立三所宮拜殿一字國家平安五穀  
 豐饒民屋繁榮祈処

子供役  
 十月吉日 三毛門 布右衛門 神主 清原播磨隆嗣  
 郡奉行 澤田善太夫正峯 神官 高橋大炊勝富  
 惣奉行 田中兵衛門正敷 大工 緒方村 畠山平右衛門正從  
 代官 田中兵衛門正敷 組頭 團 佐  
 山奉行 上原杉右衛門正勝 " 新右衛門  
 大戸彦右衛門任知 " 傳三郎  
 " 茂七  
 右之通御座候也

福岡縣豊前國上毛郡三毛門村

春日神社 祠掌 高橋勝正  
 右神社氏子惣代 鈴木健藏  
 右村戸長 別府兵藏

毘沙門様

六郎にあり、重松甲斐守の六男六郎氏がモク馬に乗りて巡視して居た頃、この附近に毘沙門様の御神体を發見せり、直ちに家に持ち歸りて室を急造し御神体を奉れり後、繁永榮十郎氏は鹽水一丁を求め鹽水に御神体をひたし新らしきサ、ラにて洗い清めコンクリートの室に移された由、今より約千年前空飛ぶ流星（一名夜這ひとも云う）の地球上に落下せるものらしく縦一尺五寸横一尺厚五寸にして重量は約三十貫余りなり。比重実に重たく表面は氣穴の如き凹凸ありて金石の如し。又其の隣りに稍小さき室一つあり、人体にヨロヒをまといつた形の木造御神体あり、今より六百七十年前以來の歴史は、榮十郎氏宅にて明らかなるも其の以前から在りし御神体の如く思われるなり。代々医を以つて世に貢獻したる事多かつたと誰も御神体のお力により活癒したのではないだらうか。靈界の事故記者も其の判決に困れり。

寺院

眞宗

下毛郡福島 長久寺

三毛門 梅高山 善正寺

杓川 清涼山 正念寺

市丸 紫福山 明德寺

以上佛堂としては三毛門に善正寺、杓川に善正寺の末寺として正念寺、市丸に明德寺、法円寺が三毛門に在り。尙外に三毛門に観音堂・薬師堂、六郎に観音堂、清水に薬師堂、恒富に薬師堂、久松に観音堂、市丸に観音堂、等があるが由来については不明である。杓川の地藏尊像の由来も不明なるが改築を大正九年九月に地藏尊像壹体施主者柿木權六、世話人、北崎エン・北見タカ・青コウ。観音堂 六郎村……七ツ枝、久松村字攝ツ枝、三毛門字屋敷敷、薬師堂、三毛門村居屋敷のものは寛永三年二月内丸由右衛門なる者同村東の池より拾い上げ一字を立てたるものなりと言ひ傳えり。

寺院に就いて

豊前國上毛郡杓川村字世永二一八九

西京本願寺末

眞宗本願寺派 正念寺

- 一、本尊 阿彌陀佛 一、由緒不詳
  - 一、堂 宇 入 六間三尺 横 六間三尺 一、鏡 堂 入 二間 横 二間
  - 一、庫 裏 入 九間三尺 横 四間三尺 一、境 内 三百十二坪
  - 一、檀 徒 凡六百五十人
- 右之通に御座候

豊前國上毛郡杓川村

眞宗正念寺住職

森口誓勤 ㊦

右村戸長

吉田武八郎 ㊦



現住職 駿逸(十三世)

豊前國上毛郡市丸村字宮ノ本二〇五

西京本願寺末

眞宗本願寺派 明德寺

一、本尊 阿彌陀佛 一、由緒不詳 其の他あれど略

一、檀徒 三百二十五人 一、種田了覺(十三世)

右村 戸長

吉田 武八郎

豊前國上毛郡三毛門村字居屋敷

本願寺末

眞宗本願寺派 善正寺

一、本尊 阿彌陀佛

一、由緒 創立天正年間其他不詳

明治五年迄三百年という

一、本堂・庫裏・鐘堂あれど略

一、境内 九百十二坪

一、檀徒 凡千五百人

明治十二年十月此のときの戸長別府又十郎となつてゐるため香川、市丸と村が別であつたことを知る。

初代	善正	超代	岩	碩	十三代	秀	導
二代	了善	多代	明	然	十四代	秀	
三代	了安	七代	貞	巖	十五代	普	山
四代	養元	八代	秀	岩	十六代	祐	賢

法円寺につては、

善正寺庵室

一、本尊 阿彌陀佛で由緒不詳

届出人として

善正寺衆徒

明治十七年三月

教導職試補

法中 惠雲

右 戸長

別 府 兵 藏

観音堂等につきて附記

豊前國上毛郡大字六郎字七ツ枝三四三

眞宗本派本願寺派 明德寺末 観音堂

本尊 観世音菩薩

由緒 不詳

境丙 拾四坪 信徒戸數二十九戸

上毛郡三毛門村市丸

明治三十五年十月二十六日

眞宗 明德寺 住職

種田了覺

右村長

矢野久太

右観音堂は対照物無き爲昭和九年七月二十七日縣訓令により廢止せられたのであるが以前ありたる事を参考の爲に記しておく。

豊前國上毛郡三毛門村大字久松横ノ枝四一

眞宗本派本願寺派 明蓮寺末 観音堂

本尊 観世音菩薩

由緒 不明 堂字 横 一尺五寸  
入 一尺五寸

境内 十坪 境外所有地 横ノ枝一畝十二步

信徒 十七人

届出入 豊前國上毛郡中津町大字櫻町 眞宗 明蓮寺 住職

重松祐道死亡跡住職未定代理

全 國上毛郡三毛門村大字沓川 眞宗 正念寺 住職

明治二十二年十月三十一日

森口誓勤

右村長 緒林代藏

豊前國上毛郡三毛門村大字三毛門居屋敷二九

眞宗本願寺派 善正寺末 薬師堂

本尊 薬師如来

由緒 寶永三年二月中内由右衛門ナル者夢相ニ據リ宇東ノ池ニ於テ拾イ上ゲ私邸床上ニテ祭リシ所種々不思議ノ

コトヲ聞ク云々全九年七月信仰ノ者一同一舍ヲ建設シ本尊ヲ祭ル以來講中ニ於テハ火災難ナシト云ウ

堂宇 横・入共五尺 境内 四坪 信徒 百五十人

上毛郡三毛門村大字三毛門 眞宗 善正寺 住職

明治二十二年十月二十二日

堂の本尊は昭和十一年盗難に罹り居るを發見せり。

豊前國上毛郡三毛門村大字三毛門字居屋敷七二〇

善正寺派 觀音堂

本尊 觀世音菩薩

由緒 不明 堂宇 横五尺・入五尺

明治二十二年十月二十九日

信徒 百二十人

住職

梅高秀山

右村長

緒林代藏

恒富古屋敷に善正寺末と云う薬師如来を祀る薬師堂あり。

由緒 不詳 堂宇 横入共一間

境内 九坪

届出人

梅高秀山

緒林代藏

上毛郡清水町字橋本屋敷五二

円光寺末 薬師堂

本尊 薬師如来

由緒 不詳 堂中 横入共四尺二寸

境内 十二坪

信徒 六十四人

届出人

円光寺

住職

島津円承

右村長

緒林代藏

### 三楽観音堂

下三楽に一字の観音堂あり古賀一族が嘗て三楽の地に移住せし際移祀したものと云われ、以前に於ては堂宇も二間四方位ある随分観音堂としては大きなものなりしと思わるゝも、現在に於ては其の後改築し尙殘れ見る影も無く規模も縮少されているが昔非常な勢力でその堂前を馬乗りのまゝ通過する者は必ず落馬せりと傳えられ尙又その境内に梧桐あり傳えて「朝日夕日のちよろゝ／＼昭る梧桐の下に小判千兩」と古人が小判を埋めてあるかとも思われる。

本尊は大正末期か昭和初期に何者かに盗まれ現在はない。

地名

田(小字名)

大字 三毛門

御堂隈	小石原	池ノ内	松本	高田	三太田
久留米	西久留米	道祖ノ本	横田	ウグユス	通シ
伊奈原	折戸	金吉	久保畑	射場ノ本	居屋敷
村中	高畑	植木	ワガリ	熊尻	和日
燒神	門田	重久	開田	東前	屋敷ノ内
池ノ上	屋敷	小宮	谷子前	長畑	田中
小村	小畑	太田	七田	草場	猫田
開立寺	柳原	堤田	大森	塩黍前	イノ木田
森	小々森	金丸	外屋敷	日守	溝添
世々畑	西太田	木ノ丸	大内田	無田	河水崎

大字 沓川

濱田	蚕喰	塔ノ本	牛首	大千見	横濱
叶田	足尾	野添	ナイゴ	梨ノ木	三角
積打	日燒	猫田	居屋敷	屋敷内	三洲垣
寶仙	釘無	柿木島	前田	眞船島	東夕田
丸ノ内	手無	小島	福山	福町	川原田
笠木	トノ	中島畑	松島	末安	扇木
北詰	萩内	權天	中島	出安	湯尻
有無貞	園田	橋本	七ツ枝	大出口	ケノ下
五厘	長狹	四十ガラ	夕枝	併田	石ヶ坪
新貝	大田	放生田	四ツ枝	道田	堀田
八郎田	七反田	高島	立毛	廻原	ヨハグ
倉掛	下夕田	無喰	木ノ下	七反原	観音
ミノフ	久保田	無喰	木ノ下	七反原	観音
ウリウネ	千手	小柳	塚添	曲掛	桑ノ本

大字 三 楽

サワリ	柳田	荒牧	シノフ	青木	溝越
志入道	三反田	琵琶首	神舛	福久	後口
長枝屋敷	井手ノ口	田中屋敷			
上八反田	平清水	下八反田	小柳	居屋敷	樋掛
壽福庵	前田	梶田	早田	紺屋前	下屋敷
古屋敷	向イ	小村	下ノ井手	徳政	六ツ枝
溝添	甘桁	芋畑	迫田	帶町	八ツ枝
居屋敷	西丸	宮本	門田	地ノ下	櫻木
小柵	坂丸	野田	狩衣	東前	島添
竹ノ下	通シ	杉迫	下神曲り	上神曲り	クマ
七ヶ坪	諸町				
大字 市丸					
小緑	居屋敷	早田	宮ノ前	東屋敷	釘口
土走				池ノ元	樋ノ口
油					
幸田					

大字 六 郎

フテイ	小田中	小一郎	上屋敷	瀬口	門田
三反田	成竹	前田	永畑	八ツ枝	堀ノ内
中居屋敷	上門田	前田	下前	乙松	沼尻
垣添	射場元	五反田	夜永	佛供田	森畑
餅田	堂岸	上堂岸	射場	島巡	七ツ枝
十郎	小柳	樋渡	楠元	下居屋敷	安恒
六ツ枝	飛吉	西飛吉			
尾園	御用	蓮町	平町	相掛	溝田
宮ノ前	一枝	榎田	稻葉	六ノ坪	竹ノ下
七反返り	櫻木	何井三東	貞宗	二反田	貝本
堂ノ前	瀬口屋敷	筒井屋敷	板丸	上屋敷	神田
外屋敷	湯屋	堂田	井樋ノ口	角田屋敷	三ツ枝
東屋敷	碓屋敷	中ノ居屋敷	栗ノ本	川原田	四ツ枝
登立	關天	峯田	越木水	流	三千代

登路	大西毛	赤代	下川原田	七ノ枝	吉実
武寛	前田	神田	三筆	島畑	立岩
杉迫	下屋敷	大久保	中小盛	中小森	才田
穴口	穴淵	釘	末	田利	喰出
柿ノ木	熊本	野添	大内田	小徳田	小盛
椋本	樋掛	屋敷掘	龍庵		
大字 森久					
川原田	園田	前田	秋吉	中島	早田
大内田	屋敷田	居屋敷	古宮前	エイ	向井
ハサロ	ウシロ	櫻木	板倉	塚早	四反田
堂田	高木	高木谷	川何	木藤	室田
流					

### 名所舊蹟

本村には元來名所舊跡と言うべきもの極めて尠く唯云い傳うべき一・三のものあるのみ。

#### 世永城趾 (正念寺の南地名に世永とある)

杏川村にあつたと言うのみで時代・城主不詳なり、先年城趾を開墾せし折古錢・刀劍等の類數多く出でたり。尙玉泉寺・眞福寺等ありたりと言う。

#### 市丸城趾

大永の頃に大内義興の臣杉十郎左エ門尉が同村の四十二町五反、五代地持して居たし同じく八年から下野田兵郎少輔興方の支配地であつた故之等の代官が居たものか又「宇佐郡記」の中に市丸日向守という人が出て居るから或はこの城主であつたか。現在田の字に泰常と云うものあるより或は城主の名前かとも考えられる又堀ノ内、射場元、的場等の名あるも城と關係ある様考えらるる。

## 久留米

三毛門村と東吉富村土屋との境に久留米と云う所あり、この地西三毛門村分より急に高し以前佐井川はこれより西を流れて居たものらしく、即ち赤土にして現在總て畑地なり元城ありしと人傳え云う。以前耕作せし折古瓦等掘出した事ありと。人物篇中にも記せる満光寺の緒方三郎左エ門なるもの三毛門城主に任せられたりと古書の傳うる所とそ附近一帯は現在も緒方家の所有地なりしと云う点より考察し或は緒方氏の城かと想像されるなり。

緒方豊後守源維義の末裔に長門守大内維隆は長州の豪族で天文二年山口城陥落に際し大友義鎮の客分として豊後に来た。緒方に復す大友氏斷絶するに及び文祿二年豊前に遁れ三毛門村に居住したりと。

## 寿福庵

三樂に壽福庵と云う字あり、之は昔庵室のありし所にして住職を三樂和尚と云えりと依つて三樂の村もこの僧の名に起ると云えり。この庵は禪寺であつたが禪宗に於ては時代の變遷と共に生活難を來たし民間宗教たる眞宗に傑僧出で、改宗し遂に善正寺となつたのであるという。

神廻り狩衣という田字が三樂にあるが何か昔の神幸に關係があるらしい。

## 小倉藩主小笠原忠苗公

小倉藩主小笠原忠苗公は非常に愛憐の情深く名君にして、寛政五年公領知廻郡の途中三毛門村を通過一泊せしことが小倉藩主記録に出ている今この要点を抜記すると、

寛政五年癸丑三月四日於小倉公領廻郡として城中より發駕呼野晝休にて金辺峠採銅所……香春に宿る……又香春に一泊、添田一泊、彦山に登る上宮に社參ありて講堂にて休息、十一日生立ノ宮、下高座東之越節丸弓の師原、築城を過ぎて椎田に一泊十二日濱の宮天満宮參詣松江四郎丸、大村八屋、寶福寺、赤熊を通り三毛門に宿らる。(多分別府庄屋宅であろう)(此處より中津領広津天仲寺に長松寺長次の墓所なる爲二木彌右衛門宗維を代拜せしむ)之より十三日久路土、藥師寺、妙法寺、内宮、大河内に止宿し十四日篠瀬より求菩提山に登り晝休みし寒田に出城井谷を下り今井祇園に參詣十七日、十八日歸城せり、右郡中七十才已上之者郡毎に呼出され酒肴を賜り毎戸に一錢目づゝの肴料一統に賜る百四才なる老婦も有て出ければ目通り詞もかけられ愛憐殊に深し右根付ケ料肴代等を下し救い給う處の用金四千兩に及ぶ、仁惠封内に偏く英彦山座主を始め一山歸伏尊敬し郡中は云うに及ばず谷々四境の外迄も諸民糧を荷うて公通駕を迎え拜し隣國よりも家士及農民等出て之を敬し群集せり。三毛門村通過の折庄屋宅に於て沓川村平次郎召し出されて賞せらる。

## 大正九年の特別大演習

大正九年十一月八日より三日間に亘り築上・下毛・宇佐の三郡を中心に大演習が舉行せられ長くも今上陛下に於かせられては攝政の宮殿下として御觀戰になられた。八日午前六時御起床殿下には陸軍少佐の御軍服を召され御英姿颯爽と中津公園地より南部小学校なる統監部に御着南北兩軍七日以来の狀況を聞き召され午前十一時二十分御泊所(中津高等女学校)に入らせ給う。同日午後二時五十分御泊所を御出馬山國橋を御渡東吉富村広津幸子を過ぎ給い垂水八坂神社の御野立所に御臨山國川を挟みて戦える南北(南軍は熊本師團、北軍は小倉・久留米兩師團)の対抗戰御觀戰、金谷少將の戰況言上御聽取あり、此處にて松の御手植を賜りそれより雄熊山に登らせ御觀戰後北軍の傳書鳩を御放ち遊ばされ御下山後更に大ノ瀬高田に進まれ千田池畔にて自動車に御乗替岸井より千束・田淵・八屋町大村拜み松の下まで御出で遊ばされ又田淵に引返され八屋四辻より東に向わせられ北軍司令部となれり。築上高等女学校に行啓時は午後四時三十分親しく軍務視察午後五時十分御退出。

八屋八幡町より千束に出られ千田池畔にて又御馬に召替られ三毛門村大字六郎・三築宇三毛門東端を御通過中出屋にて國道に出でられ東して中津御泊所に御還啓遊ばさる當時本村御奉迎送の狀態を追想するに御通過道の清掃は當時の青年團員及關係部落の區民總出にて道端の雜草狩り道の修理をなし砂を一面散らし兩側にある藁塚の積替、堆肥の覆の如きは藁のヘカマを抜き米俵を編むが如くして作り之又綺麗なる覆をなして御待ちの準備をなしたり、いよいよ

当日になるや道の兩側に笹を立て七五三繩を張り道は笹の目を入れ警戒怠りなく御待ち申すうちに夕やみ暈るころ騎兵曹長の捧げし金色服を奪ふ菊花御紋章を鏤めたる皇太子旗を先頭に手綱を取らせられ御英姿颯として群がる奉迎者中を進ませ給いき。折戸池堤上にある記念碑は當時を永久に記念せんが爲在郷軍人の建立せしものなり。(昭和十六年書)

内科・小児科  
X線科

城戸医院

八屋公会堂前  
電話(八屋)一七八番

宇島神明町

渡辺産婦人科

電話(八屋)二六四



# 人物

四四

第百十九代光格天皇の御代寛政七年に沓川村の治右エ門並びに沓川村の平次郎は孝行者として御褒美に御酒を戴いた。弘化三年五月に第百二十一代孝明天皇の御代嘉永二年に沓川村武右エ門、三毛門村半兵衛同じく三毛門村仁助の三氏は孝行者たる事世の範たりとして褒美に各々米壹俵を戴く。文久三年三月三毛門村、別府廉平、岸井手永大庄屋勤役中出精相勤、苗字帯刀、三毛門村・省煮、献金して明治三年三月悴之格式大庄屋となる、沓川村、庄屋、尾家実藏、献金、文久三年三月悴より三代役次席、尙又献金格式三月格式大庄屋。三毛門村、別府又十郎、父一九郎、大庄屋役勤役中出精相勤、代々苗字帯刀尙又献金明治三年三月大庄屋格、三毛門村別府忠治献金文久三年三月当人より三代苗字帯刀尙又献金明治三年三月大庄屋格、三毛門村庄屋別府仙内、子供役出精相勤苗字帯刀。

## 頌 德 碑

別府又十郎翁孝諱一九郎号轟門妣中西氏有三男一女翁郎其長子也以弘化四年生以昭和三年逝享年八十二資性温粹寡黙自持殊敬神崇佛之志篤明治十一年以來爲戸長村長友村會郡會縣會各議員德望頗高竭力於社會事業者亦不尠矣当矢方池之鑿築多方斡旋廢癯食其功勞也人所周知也又夙憂川辺堰之開門及引水路之狹小卒先投私財以擴張之作幅員殆一大溝昭和九年之旱魃九州各縣特甚我郡亦到處見參狀然三毛門村以川辺堰之水利幸免稻枯死村民知其惠澤所

由相告自微別府翁何以得被此幸福遂企頌德碑之建有志諮之村會議直一決閱日余竣其工嗚呼人情偷薄之也終不護舊恩中心愉悅損資以爲謝德之美舉本村民之純情亦可稱哉。

發起者總代屬文於予因畧記其行履係以銘日、治水防旱、百世之仁賑貧散財、一郷之親、厥功厥德、宣勤貞珉、慶何不臻。

昭和十二年五月

辱知

恒遠麟次撰

田口正昭書

## 發起人

今富時次郎	堀	募 (村長) 別府 猛	緒方 碩平	尾家 英次郎
緒方達之助	緒方房之助	川口 六郎	川上 菊平	田中 喜久太郎
竹内 寅吉	田中 幸三	高尾 小市	竹内 要藏	竹内 喜代藏
高橋 岩圭	竹内 賢藏	竹内 傳吉	田中 隆一	田中 木曾平
上田 幾次郎	内丸 宇太郎	内丸 政治	内丸 健二	内丸 梅次郎
宮崎 奎治	三島 末松	三村 庄藏	宮崎 七三郎	鈴木 喜藏
杉永益太郎	鈴木市次郎	三毛門村民一同		

四五

忠魂碑

皇太子生れます。昭和之聖代、忠君愛國、己れらの心、舉村一致の赤誠こめて、築き上げたる忠魂碑。

海軍軍医少將從四位勳三等 今吉政吉

尾家実藏之碑

外務大臣從二位勳一等男爵後藤新平蒙額

翁以天保二年生於中津考小畑源右衛門姓吉村氏有故田三毛門印沓川尾家慶右衛門之養子初住庄屋尋爲大庄屋功績

顯著、有令聞藩主小笠原(判明せる部分のみ)

繁永徳三郎翁之碑々文

翁幼名壽爲人温厚ニシテ叡才少壯漢籍ヲ有吉文英、山川玉樵ニ学ビ算法ヲ前田武十郎ニ承リ年甫メテ十七万頭ニ任ジ尋テ里正副戸長等地方ノ要職ニ在ル事四十有六年殊ニ意ヲ農事ノ改良に注グ高橋庄藏ノ矢方池築造ヲ主唱スルヤ進ンデ之ニ賛シ広ク有爲ノ士ニ説ク別府又十郎ノ巨額ノ資ヲ投ジ協力シタルハ翁與リテ力アリトス起工以來十三ケ年工費經理ノ重責ヲ荷ヒ又川辺堰ノ改修神佛奉養ノ事業其他公私ニ寄與セル功績ハ官庶ノ賞讃スル所也翁酒ヲ嗜ミ謡曲ニ長ズ閑散時々友ヲ會スルヲ樂ニセリ昭和三年十二月逝去天壽正ニ八十一兒孫克ク志ヲ繼キ家内彌々榮エ積善ノ家ニ余慶アリトス宜ナル哉

昭和二十八年陽春

建碑發起人

元矢方池組合長 青木勘三

矢方池組合長	祐徳民彦
同 副組合長	繁永榮十郎
兼 監督	植田龜太郎
監 督	岡本忠藏
池 守	岡本忠藏
通水委員	相良秀雄
同	清水実
同	小石川竹次郎
同	鈴木國彦

三保松三右エ門と云う力士の墓あり。

門弟中

合嵐芳平(六郎)	成瀬川藏一郎(小石原)	名取山林平	熊嵐源六
熊ノ森平三郎(中村)	熊川才藏	熊岩芳平	若藤久三郎
若梅忠右エ門	益鏡元七(三毛門)	緑松助右エ門	名取松政右エ門

村雲 俊助	高須川 惣平	緑川 角藏	二ツ宮 吉兵衛
若 櫻 時平	益 諫 三平	玉ノ梅 淺半	三代ノ川 庄士
宇佐ノ森 榮藏	力名 藤七	玉 綠 權六	

世話人

三保松 久兵衛(三毛門)	三笠山 彦七	若 綠 半平	秋 成 政平
九石 新三郎	若 櫻 惣七	若 諫 彦七	

## 力士の碑

立雲雷八之墓 明治六年三月二十二日

立岩庄次郎力士の墓(吉永林藏の父)

八幡山藤市力士の墓(白石森藏の兄)

若緑惣市力士の墓(赤熊本川秀次郎親籍)

朝嵐力士だつたが清水町の墓地に永眠す。

又墓地で一番古いお墓は今より一六三年前の寶歴二年卒の繁永榮十郎氏祖先のもの。

## 尾家元大佐遺書

謹んで書す。

昭和二十三年十月二十二日夜一時余は銃殺刑と言う罪名の許に、この人生を終るのである。余のためには誠に意義深き日である。思い返せば五十五年の人生、お世話ばかりになり通して、なんの感謝の意を表することも出来なかつた。この度の彌陀の浄土への芽出度い往生、これまた佛恩に感謝せねばならない。「佛恩に感謝」これのみぞ、余の最后迄務めねばならないところである。父母妻子兄弟姉妹には、格別になげかけることと存する。然し決してかなしまないでもらいたい。余の今日あるは宿業の致すところである。人生の因縁事と思う。浄土に参りし後は、必ず還相の回向により、再びこの世に出て來たり、衆生濟度の大業にたずさわるであらう。幼にして父に別れ、母には格別愛され、三人の兄からは特別に余のために盡していたゞき、結婚して妻の父は余が父に代りて愛し、その母も又余のために格別の愛、妻の弟妹はまた眞の兄の如くつかえて來た。妻子の恩愛は、また格別にして、全く幸福な生活を終つたものである。君のために盡すことの薄かつたのを恥じ、友人に盡し父母妻子、兄弟姉妹に盡すべきほんとの愛を実施し得なかつたのを恥じる次第である。「愛」これぞ人生のすべてであることは知りつゝも、実施し得なかつたのを恥じる。この煩惱具足の凡夫今日の境遇にありながら、坐禪のごときもほんとに実施し得なかつたこの凡夫でも、彌陀如来はこれを攝取して下さるのである。攝取の光明のなかに包んで、彌陀の浄土につれて行つて下さる。何と有難いことではあるまいか。これを感謝せずして、何を感謝すべきぞや。兄よ兄弟仲良く、甥姪よ仲良く、弟妹共よ仲良く、妻子よ母を中心に仲良く、我が友よ仲良く、この「仲良く」の言葉は、余の最後の言葉である。食は、被服は最少限にやつて行かねばなるまい。しかしこの「愛」は「仲良く」はいくらでも出来る

ことだ。角だつた言葉、人の悪口は言わぬことだ。他人を裁かぬことだ。愛のことは、これのみぞ人生を美化し、有意義にするものはあるまい。私のこの愛、佛の慈悲を、ほんとうに受けて下さるならば、余の今日の死は、決して徒事ならざるを感ずるのである。今は午後五時、淨土に行くに七時間ある。生子よ、あとをたのんだぞ。陸軍の中尉であつたね。二十六才で中尉、よい子だ。令人よ、銀行の重鎮となつてね。世が如何に變化しても、上級者のために盡すことのよいことは變化あるまい。

輝子よ、夫につかえて忠実にね。女の道はやつぱり忠実に実施することである。遂には実を結ぶだろう。三人の心中を考えると、たまらない心地もする。しかし、今日はなさないことを言うのではない。生子兄を中心に、母につかえ仲良くね。仲良しとは、愛のことはをかわすことだ。心に思っていることだけでは足りない。言葉に發するのだ。今日限り、少くも兄弟の間では、角だつたことを言わないで、言いたい言葉があつたら、佛前に坐してこの父に訴えることだ。輝子は、特に女である。やさしくして下され。父に代つてやさしい言葉を輝子に対して發して下され。隆子は実の父の愛をなくした娘だ、この娘にも、愛のことはを忘れないでね。心に思つて居るばかりでなく、口に出すのだ、生子よ、遠慮することはない。可愛いと思う時は、口に出して云うことだ。隆子も、輝子もあまえてもよい。父に代つて、やさしい言葉をかけて下され。

令人よ、一家の中堅として、ほんとにやさしくやつて下され。あまえてよいのだ、余はこれを許したい。輝子よ、生子兄ちゃんにあまえよ。令人兄ちゃんに、隆子姉ちゃんにあまえよ、余はすべてを許す。そして余の子として悪くなつても、阿彌陀如來様は、救つて下されるのだ、余は一番不幸の子のところになりたい、一番不幸の子よ、余は汝のところにいるのだ、不幸の子よ、余は汝と共にあり。これぞ余の最後の言葉としようと、なつかしい、文子よ、相變らず、母を老母を大切にしていね、そして弟妹共を愛せよ、御身の今日迄の努力はありがたい、この私に代つて三毛門の兄にもつかえて下され、これ以後も相当な苦勞であろう、すまなかつたと思う、立派に三人の子供を教育して下された。良くやつたぞ。ほんとうによくやつた。草葉の蔭で、あの父も感謝しているであろう。今日迄は余は東都におつた比島におつた。しかし今日よりは御身と共にあるのだ。そう思うとうれしい。余は山の戦闘間、部下にその戦死の時或は病死の時には、天皇陛下下才をとなえることを命じたのだ。余も今日の戦死の時も天皇陛下下才をとなえて、稱名しつゝ芽出度く死んで行くのだ、今は囚人みたように見えるかも知れない。しかし余は陸軍大佐である。(面會の時は、手錠をかけて、あわれであつたが、室にいるときは、うまいものを食つて申し譯けのない様な生活であつた)天皇陛下下才を宮中にとりけよとばかり、大声で叫ぶ考えである。余はまだ復員もしていない。天子様の子に間違いないのだ。今は午後六時である。まだ六時間ある。この間書き続けたいと思う。兄よ、我が子等にもやさしい言葉をかけてもらいたい。これ以上云うのは無理かも知れないが、今の世には、食事上の糧も不足しているが、心の糧が不足しているようにも聽いている。なし得るかぎり盡力を乞う。生子や令人、輝子に悪いこともある。しかしこれはこの剣に免じて許してもらいたい。そして時々賞めのことを興えてもらいたい。ほめる人がなくなつてこまると思う。悪口をいう人は、世の中に一ぱいあるのだ。このことも、余は終戦後はじめ

て知つたようなものだ。悪口を云うのが、ほんとの親切に思つておつた。しかしほんとに喜んでやり、ほめてやる  
ことが、ほんとの親切だと思つた。この剣に代つて賞めてもらいたい。貢兄の苦心も、この心はよくわかる。英治  
郎兄の心中もよくわかる。仲良くやつてね。ほんとに二人で抱きあつて、極樂参りの道中をいたしましょう。二人  
しかない兄弟だ。子供のときのかえれば仲良く出来ると思う(中略)

汽車の汽笛が耳に入る。比島時代には耳に入らなかつたが、今、世の別れに名残りを惜しむがごとし。死刑と定つ  
ても涙一つ出ないこの私である。どこまで太いかわからない。顔色の變らなかつたのはうれしかつた。人生は五  
十年だ。早や五年も過ぎた。父が五十三才でなくなつたように記憶している。やつと二年しか永く生きなかつた。  
しかし若くして死んだ部下のことを思えば、ぜいたくもいえない。多くの部下は、新しい日本建設の礎石として  
死んだのだ。余もその仲間入りをするのだ。五十年後には、一たい今の人間で誰が生きているであろうか、と思ふ  
と、人生は淋しい、佛の淨土がなつかしい、常住の國がなつかしい心地もする。しかしそれかと云つて、この人生  
に見切りをつけてしまつたわけでもない。そこが凡夫だと思ふ。しかし生きておつても、子供たちに迷惑をかけるば  
かりだと思ふ。道案内に、一足先きに淨土に行つていたい心地もする。夢のような心地もする。他人ごとみたような  
心地もする。芝居ではないかとも思ふ。夢でもなんでも、如來さまに救われていることは、確實である。もう時間  
は七時頃と思ふ。残すところ五時間である。佐久間艇長の遺言を思い出す。×中尉や△中尉において表面親切にし  
たとてうけてはならぬ、×中尉は左の四件で、山で余より死刑の宣告をうけた。1.パレンピンを許可なく退却せ

しこと、2.機關銃一ヶ分隊をおき去りにして退却しこれを全滅せしめしこと、3.自己の当番をおき去りに退却せし  
こと、4.二回の斥候で二回とも虚偽の報告せしこと。△中尉は、船中で他部隊の者を傷つけ余より罰せられしこと  
あり。その後よく余につかえ余も愛したるも、彼は熊本市の遊廓地帯の遊人である。遊人とは「ごろつき」である。  
この時代になれば何をするか不明な人、決してつき合つてはならない。大部の部下はバラワン島に行つて戦死し  
た。土岐中尉の奥さまには會つてもらいたものだ。よい男であつたが戦死した。小田大尉もヅマガテ市附近で戦  
死した。よい男であつた。その他大部のものは戦死した。可哀想なことだつた。これらのものが生きていたならば  
と思ふ。夢だほんとに悪い夢をみたものだ。どん／＼時間はたつてゆく、もう八時に近いことであろう。余の往生  
をみて知つて泣くであろう。しかし決して泣くな、死は天命である。それよりはあとの始末をしてほしい。あとを  
立派にやつてもらいたい。次にくる面會を考へて金錢上の苦勞したことを、思ふ。もうそれはなくなつた。父に遠慮  
することはない。汝らが立派に生きてゆくことが、この父の第一の望みである。今更こんなことをかく必要もない  
ようであるが、それゆえにかいてるのである。今日までも随分書いてあるが到着しないであろう。逐次到着する  
かもしれない。何事も忍べよ。佛さまはこの忍ぶということを経にもよく云つてある。「忍ぶ」と云うことは徳の  
第一だと云つている。人生は「忍ぶ」ということだとも云える。余の如きは「忍ぶ」ということが足らなかつ  
た心地がしてならない。佛様はこの「忍ぶ」ということを各種の方面から説明して下されているのだ。上に立てば  
立つほど忍ばねばならない(中略)母文字には、もう人生に幸はこないかも知れない。親切にして下され。しかし

生子や、令人、輝子には、またよい青春もくるであろう。否、必ずくる。これを妨害したのは、この父のような心地して残念でたまらない。

しかしこの父として、なすだけはやつた考えでいるのだ。許してね。母を中心に、生子、令人、隆子、輝子の一致團結。これこそ、この春を迎える唯一のものである。誰かの御通夜をしている心地がする。自己のための通夜である。ガードが親切に何かと話しかける。「ブローケン」の英語で話すこともある。眠いかという。余は笑つて今夜は眠らないと答えた。笑つていた。今夜は煙草はいくらでもする。御馳走もあつた。キリストの最後のパンザンもすました。死刑場にゆくのを待つばかりである。何でもないのである。今日死の宣告をうける時も笑いたい心地した。これは本当だ。死線こえるとこんなものかと思う。この余には、この生活はもうあきた心地する。どうしても生きていたいとは思わない。幸いのような心地してならない。笑つて死にたい。涙もろいこの我も、今日は一息も涙が出ない。歌をうたいが、その気にもならない。死出の旅路を思う。然し不安は全くない。これは平生の信仰の力と思う。佛さまにまかしたこの我だ。これまで佛に感謝すべきことが幾度あつたかしのれない。今度の歸國も、全く佛の力であると思つてゐる。文子のいつた「神も佛もない心地する」には一部キョウメイしたが、靜かに考えてみるとこれも佛の力だと思ふ。佛さまは必ずよいようにして下さるのだ。文子よ、佛を信じてね。半坐をあげてまつているよ。

尾家元大佐は、執行をうける夜の九時から十時の間に、ザラ紙の便箋に、鉛筆で克明にしたためた絶筆を七通、私に託した。それにはつぎのように記されてあつた（原文のまゝ）

辞世

寂寥なる哉天外の孤客誰と共にか平生を語らんや誰にか告げん戦陣の功人生の浮沈雲煙に似たり、南八は男兒、義に殉ず提婆は我に示す敵をも愛すべき極を古今東西を貫くの道唯一つあり、美なる哉まこと強くして永遠なる哉誠、我は歌わん眞理の曲我はす、まん眞理の道、佛を念じて御光の遍くを知る、万有本來空にして我もなく、我ものもなし、害するものもなく害さるゝものもなし、すべては御光につゝまれて無にいとし、心は常に天外に遊ぶ。無限の榮光眼前にそばだつ、一心正念して唯これのみを信ず、天上天下我を害するものなし、我は歌わん眞理の曲我はす、まん眞理の道、こいしくばまことの道を辿り来よ我はまことのうちにこそいく。うつし世に語りつぐべきものもたでまことの道を指してゆく。もろとも櫻よ梅とたゝえられ千代にわたりて咲けよ我兒ら。

辞世のあとで

余の辞世は、長男生子において、時機をみて印刷し、友人知己に贈られたし。それをもつて余の葬式にかえてもよい。特に形の如く葬式をする必要なし。親鸞聖人もそのように申されているように承つてゐる。時機が時機である。葬式をしたから極樂に参るのではない。余はいつまでも、汝らと共に生きてゐるのである。

夜は次第に更けてくる。も早十一時に近いころである。きれいさつぱりとなつて佛の許にゆかん。如來さまが待つてゐるような心地がする。親鸞聖人の臨終を「出家とその弟子」で拜した。余が親友篠田令一氏は、死の直前その父

にいだかれて、佛さまが前に一ぱいおつて歩けないといつた由であつた。佛の來迎であつたらう。これから花山先生がきて、佛前にゆくののである。整々堂々と刑場にゆく。そして天皇陛下万才を稱えて、余はしばし眠るのである。佛となるのだ。南無阿彌陀佛 南無阿彌陀佛 南無阿彌陀佛

矢方池新築の為定約書に人民惣代として署盟せし人

明治二十二年三月十五日

- 三毛門村 田中治八
- 三樂村 古賀元三郎
- 森久村 相良卯平
- 六郎村 筒井新三郎
- 市丸村 小路傳平

所轄内所得納稅者左記の通候條比旨公告候事

明治二十一年五月三十日

- 別府又十郎 (三毛門)
- 中川彦三郎 (清水)

築城上毛郡長 葉山荒太郎

- 猫田武平 (恒富)
- 尾家実藏 (沓川)
- 安部タマ (沓川)

其郡縣會議員中村傳多辞任跡撰舉會に於て投票多數に依り上毛郡八屋町原口大成当撰候此旨公告候也

明治二十一年六月一日

築城上毛郡長 葉山荒太郎

板硝子工事  
硝子器具

**松本硝子店**

住所 築上郡八屋町昭和町  
電話八屋局三二五ノ甲

築上郡八屋町住吉町

額様  
人形ケース

**森田ガラス店**

森田国政

TEL 四三三

# 荘制度

荘制度布かれてからの本郡並びに本村をみるに足切庄には字島・千束・三毛門・黒土の一部、諸社集説に赤熊・吉木・梶屋・堀立・清水町・久松・森久・恒富・小犬丸はこの庄に属していたと、鈴熊庄に東吉富村及中村・吉岡・三毛門・三樂・六郎あたりである。

## 手 永

細川氏は手永を使い他の藩は組と言う手永は細川藩のみで慶長七年に設けた行政区劃にして郷莊等と同じなり。

### 三毛門手永

三毛門 沓川 河底 狭間 薬師寺 永久 大西 青畑 才尾 山内  
下河内 大河内 岩屋 篠瀬 鳥井畑 等十八ヶ村

### 久路土手永

清水町 恒富 小犬丸 久松 三樂 黒土 鬼木 大西 野田 荒堀  
今市 吉木

この手永は岸井手永と共に小笠原代分家の直轄に属していたものである。

### 岸井手永

市丸 六郎 森久 安雲 緒方 成恒 広瀬 岸井 堀立 小石原  
皆毛 高田 梶屋 の十三ヶ村  
又恒富・久松・小犬丸等は鳥越手永に属せし事あり。

## 区 制 度

明治五年手永の制を廢して豊前一國を百三區に分ち上毛郡を第九區に第六十區より第六十七區に分ちた。

### 六大區第二小區

字島 梶屋 堀立 岸井 久路土 広瀬 高田 皆毛 小石原 沓川  
久松 恒富 小犬丸 清水町 市丸 六郎 三樂 森久 三毛門  
の十九ヶ村

區制度に區劃は明治五年及七年に行われた。

## 小倉藩政時状記



## 手 永 制

手永は拾四ヶ村又は貳拾ヶ村内外を所轄とし、石高壹万石、内外戸數貳千戸内外より成る。手永に大庄屋、小供役筋奉行、手代を加えて手永三役と唱え、大庄屋は役所を設置し管轄内の庄屋を督勵して、諸般の政務を担当す。役所に書役壹人助手二、三人を常務員として、事務に従事せしむ子供役は大庄屋の職務を補け、其指揮要求に應じ、時々役所に出勤し、事務に従事す。手代は筋奉行の指揮、又は大庄屋の請求に依り時々大庄屋の役所に出張し事務に參與、或は手永内各村を巡視す。大庄屋の職務は最も重大にして多忙なり。稅務行政宗門司法刑務作事其の外人民に關係する諸般の政務、悉く職責範圍に屬す。子供役の役名は他國他藩に無く、小倉藩に限る。其出緒の口傳を略述するに、寛永年間肥前國松浦郡島原に一揆蜂起したるに依り小笠原家は幕府の命に依り、追討軍に参加し、出陣す。此時城野手永の大庄屋本苗中村某は、小荷駄係りに藩命を拜し出陣す。時恰も秋の末租米上納の時期なるを以て、子息某は上納延滞せんを苦心し、父に代り所轄内の庄屋方を頭督勵して、納期を失せず。完納したるに依り、郡代筋奉行大に感賞し、領主の聽に達し、切り米八石を賞與せられるに依て子供役の異名を八石と唱え藩は詮議の上、領内一般手永毎に子供役を置く事に添議決定す。茲に初めて子供役を領内手永毎に任命す。此の名譽有る城野手永の大庄屋中村氏の子孫は、企救町大字城野町に姓を城野と改め今尙歴然たり。大庄屋、子供役の任免は、郡代の直任なり。此の役議に任命せらるゝと同時に、從來の苗字を用いす。城野手永の大庄屋、子供役は城野某と名乗り、小森手永の大庄屋、小供役は、小森某と名乗る規定なり。老年に到り勤功著しき者に、其勤功に依り、本苗字を許さるゝ事有り。

## 町 村 制

町村は城下小倉町を除く大町村は石高參千石内外、戸數千戸未滿、小町村は石高百石未滿、戸數拾戸未滿。如何なる小町村にても町村と云う名稱の有る限りは、庄屋・方頭の三役より成る町村機關あり。庄屋は町村大小を問わず、一町村壹人、方頭は貳拾五戸毎に壹人、小町村拾戸未滿にても方頭壹人、組頭は五戸に壹人、村役の任免は庄屋は筋奉行、方頭は大庄屋、組頭は庄屋、役人は總て官撰庄屋は脇差壹本、勤功者著き者は、子供格に昇級し苗字帶刀を許さるゝ者あり。方頭も同上の場合には、庄屋格する者あり。庄屋は其村に役宅を置き、事務取扱を爲す。自宅を使用するに差支え無し。現今の村長の如く、時間を極めて執務する事無く、毎年秋に年貢の取立帳の調製、春は宗門帳調製、之に次て前年の取立帳を謄写し、代官所に進達す之と同時に下札と唱え、半切紙に取立帳を謄写し、此下札の口書に、何村何年諸上納取立算用下札と認め、末尾に年号月日取立庄屋某と書記し、捺印して取立帳謄本に添え、代官所に進達すれば、之に代官裏書調印して下附す。庄屋は翌年四月中に人民に配布す。下札は貢租並に諸上納、其他町村税の領收證なり。重なる事務として、此の外郡代、筋奉行、大庄屋の諸達し廻文に写し取り租の事に過ぎず。併し此の當時は官權の壓制頂上に達し、民間は未開化蒙昧にして村内に我名を書き得る者甚だ稀に見る如き時節に於て、官民の中間に立ち、上に忠勤、下を愛撫し身分輕き庄屋にして、役目輕からず、稅務を始め司法刑務衛生作事、現今の土木・土地・賣買・書入・公証・宗門、其外人民に關係したる諸般の事柄、庄屋の參與に洩る事無く、之を順次陳述すれば、其當時官民階級間隔甚敷、官憲は權威を振うと言ふより、寧ろ暴威を恣にすると言ふか當を得るならむ。筋

奉行以下郡代役所の書役、即内役所代官山奉行其外之と同格式身分の者、公用にて出張又は旅行の場合は、其筋より先觸到來すると、指定の時間前駕籠人足、並に荷物持人夫は、繼立宿所に待せ、庄屋は方頭を召連れ、村堺に待受け、当時庄屋方頭の服装は、庄屋は羽織平袴、方頭は股引揃ひ揃ひ、如何なる夏の炎天でも、今日の如く紐の羽織とか、薄羽織とか云う物は、下々末々の者は、一生涯見た事の無い時節故、手織木綿に絞小紋の鼠形付き、兩人共定紋附の一重羽織、方頭は淺黄に行儀敷の形附股引、二人共手に編笠を携え路傍に待合せ、駕籠を見受るや、直に地に平蜘蛛の如く平伏す。駕籠の主人は、家來に命じ、駕籠の引戸を開かせ、笑釋し、何れも、炎暑中大儀と、言葉を懸くれば、庄屋は酷暑之節、御苦勞に奉存と返答す。方頭は先に立ち、駕籠先き五間位の間隔を取り、庄屋は駕籠脇に差添い行く。家來は此の体を見て、笠を御免と告れば、兩人共目禮して笠を冠り、案内す。駕籠に附添たる庄屋、地方状況等役人の尋に答え、先方より人馬が来ると、方頭は御役人の御通り、除けよと、大声にて制す。馬子は牛馬の口綱短く取り、道の傍らに空えて、駕籠の行過ぎるを待ち通行す。当時役人の威勢は總て、前述の如し。

### 民間の服装制限並に家業の実況

藩政當時に於ける民間一般着衣類は、貧富を問はず、木綿の外着用を禁制せられ、不斷着晴着の別無く、總て自家製の手織木綿を用い婚禮の節、花婿花嫁一生一代の晴着にしても、紋附上着に唐木綿、其外結城縞、青梅縞、下着に白絹子を着用する嫁は、村内屈指の資産家の外無し。下着にしても公然着用は許されず帯も公然許されざるも、官憲の目を忍び、嫁入帯と唱え、一代一品に限り厚板子緞縞子の類を用うる者有り。男子の帯は概して小倉小絲織を普

通の帯とす。近郷屈指の門閥又は金満家等にして京博多織を用うる者あり。婦人の髪飾りは、木綿及唐木綿の鹿子絞り、眞鍮銅鉄竹木製の外は、櫛笄簪の類、一切禁制せらる。男子の雨具は、竹の皮冠り笠、茅蓑を普通とし、官の目を忍、問屋傘を使用するは、強くて咎めなし。婦人用として、雨天と唱え、黒色油引手細の坊主傘、之は晴雨兩月、蛇の目の傘は平民男女共に堅く禁ぜられ、之は士分又は神官僧侶は特別に使用す。士分にしても、鎗壺本の主にあらずれば使用を許されず。平民用の下駄は、丸下駄に藁緒竹の皮製なり。下駄の鼻皮は、士分及神官僧侶は差支無きも、平民は角下駄、鼻皮、白足袋を禁ぜられ、尙明文申神官僧侶は神事法務之節、白足袋を用うるに差支無し。平民の衣服は絹布使用を禁制せられたるに、羽織の裏すらせに、甲斐絹を使用する者、間々有るも、咎めを受けたる者無し。庄屋方頭は御用辨の爲め、中傘を差許すとの達しあり。如、斯法度嚴敷當時に於て、民家の構造建築に就ては、表玄関門構えの外、制禁無きを以て、他に比較し、割合其時代と雖も、立派なる家屋あり。有名なる小倉祇園は、藩政時代は最も盛大を極め、領内は遠近を問はず、他国他領と雖も、筑前、下の關、長府附近より、老若男女寄り集り、賑かなる事他に比類無く、田舎育ちの娘子を始め、若き男女は、時節に應じた綿服ながら、今日を晴れと着飾り、先きを競て、城下に群集したる男女の内、万一規則違犯の者有り、赤筋目附・廻役・郡目附・町同心の役々に認咎められ、所罰を受くる者有る時は、村役人の落度付、之を未然に防ぐ策として、所轄人民通行する城下の門前に庄屋方頭は祇園当日六月朔日早朝より出張し、通行人中に違犯と見る髪髻り衣類等は、見当り次第、本人に説諭し、取除を命じ、犯罪人無きに努る事毎年なり。此の一事を以て、法度の嚴重なるを想像するに足るべし。

## 農家の苦心並に家庭の実況

藩政当時に於ける農民家庭の実況を記すに、地方にて、徳人として村民に尊敬せられ、多少米金を他人の融通に供し得る者の家庭にして、主人は勿論、家族之者、集會又は近辺衆人集りたる場所に出席するに新調の衣類を着る事無く洗濯物を晴着とす。依て不斷着は推て知るべし。食物は麥を主とし、自家製の味噌醬油漬物、盆正月五節句氏神例祭又は夏入秋入と唱え、收穫の前祝の外、平日食糧品に金錢を費す事無く、其当時は酒は今日より以上の豊富貧富を問わず、秋米の出來次第に、各自獨酒を製造す。其外贅澤品等、使用する者無く、毎朝齒磨は鹽を使用す。煙草は自作自刻又は藤上葉煙草・摘切を常用とす。其他生活状態之に準ず。其頃農家は概して台所に疊を敷かず。總て板敷にて、冬春秋の三季はねこと唱ゆる筵の如き一間一枝の藁自家製の敷物を使用す。山間部落の燈火は、十中八九は來客又は神佛燈明の外油火を使用せず。肥松を油代用とす。山林遠隔地方は、鯨油と稱する安價の魚類の油を使用す。農家は總て天氣の日は、男女共田南野仕事を稼ぎ雨天の日は、男子は藁細工、女は機織裁縫、又は米麥搗き、夕食濟次第、男女燈火の周圍を圍み、男は草履草鞋、牛馬の沓製作、女は糸紡洗濯の準備、夜業濟、男女眠りに就くは、毎夜九つ時過ぎ現今の十二時。男子年中行事は、米麥種子蒔き根附除草手入、刈揚け、又は時機に應じ、副産物並に野菜の植附手入、年中焚料薪の製作、以上は現今と大なる差違無く、春は家庭年中使用の草履草鞋牛馬の沓作り、酷暑中牛馬飼養に充る秣刈り、米作收穫期には、貢租米上納の準備、新藁出來次第、色能き藁を撰び繩俵の仕拵え、假令は田地壹町歩を所有し、自作する者は、參拾俵貢租上納米の準備を要するを以て、之に充当する玄米は、現今の改良米

の如きは遠く及ぶ可からず。靱乾し米拵え等、及ぶ限り念に念を入れ、現今の如く白摺り機械の設備無き當時に付き秋中三四日間隔に夜業白摺りを爲し、玄米十俵を摺り出し、貢租納米に仕拵えして、俵結び仕舞頃は、概ね夜の八ツ時分、現今の午前二時なり。秋中は晝夜共如斯く暇の休息を許さず。実に其当時農民の苦痛は、想像及可からず。貢租米參拾俵牛馬の背により、二里或は三四里の道を搬出し、無事藏入れを濟す迄の手数と心配は、容易ならず。藏役人調査の順序は繩俵の調査、差入米品の吟味、斤量の輕重等、種々の難關有り。万一間違有る場合には、此の以上の手数相掛り、其外男子は年間役目、出夫の延日數尠からず。尙貢租上納手續は、別項に詳記す。女子家庭の年中行事は前項に列記する男子の業務に従事し之を補くるは勿論、婦人として努むる仕事は第一家中に着衣の供給、現今の如く絹布は無論、木綿類にしても買求品を仕用する事全く無き當時に依り、綿糸は年中夜業に製作し、農事労働の傍ら機織に努め、之を家内中衣類の必要に應じ供給す。尙古着の修繕洗濯の用を達し、此の外其當時は精米所は勿論、石油發動機の如き精米機の設備無きに依り、年中自家の食料、精米精麥悉く婦人の手を煩すを以て冬期は徹夜する事尠からず。其頃の農家男女の労働、苦痛の状況を想起せば、身体に粟を生ずるの感有り。

## 百姓一揆

地方百姓一揆調査御委託相成たるに、不肖義本七拾才の高齡を保つに、民間動搖に遭遇する事二回なり。小倉變動を機とし豊前國五郡に暴發したる者は、一揆と名稱下だし難く、暴徒なり。其状況を述べれば慶應二寅年小倉山口兩藩戰爭中、同年八月朔月戦利あらず、小倉藩は小倉城を自燒、田川郡に退去す。依て豊前國小倉領は無政府に等しく、

此の混亂に乗し、田川、京都、中津、築城、上毛五郡内、到る所惡漢無頼の徒集合し、豪商並に大庄屋庄屋筋の家に暴行掠奪恣なるを以て、藩は即時軍隊を派遣し、兵力に訴え鎮撫す。暴徒は此の威勢に怯怖し、蜘蛛の子の如く、退散す。各方面現場に於て斯首せらるゝ者数名あり。何等根據無く、無頼漢の所爲なるを以て、斬り得、斬られ損にして、巨魁として取調咎を受くる者無く、自然地方は平穩に復せり。農兵を募集された時代にして應募者は金三円にて鉄砲を買い求め衣類（軍服）等一切自己負担とせり。農兵應募者実に多かりき即ち苗字が貰えるという名譽欲よりと云也。

御茶屋の由来

小倉藩小笠原家領内御茶屋と唱うるは、領主巡視の場合、休息又は宿泊所に充て設置し、城下附近は遊場の設備なり。

明治二十二年四月町村の区域名称

縣令第四十三号

本年四月一日ヨリ町村ノ区域名稱及町村役場位置別冊之通相定メ内務大臣ノ指揮ニ依リ明治二十一年法律第一号町村制ヲ施行ス

明治二十二年三月十三日

福岡縣知事 安 場 保 和

- 三毛門 三 樂 森 久 六 郎 市 丸 清 水 町 小 犬 丸 恒 富
- 久 松 沓 川
- (役場 沓川)

新疊・表替一式

**東洋疊工業株式会社**

代表者 青 孝 俊

TEL 八屋町一本五九

モートル・バッテリー・パーツ  
各種電機機器販売修理

**ミナト電機工業有限公司**

代表者 内 丸 一 夫

築上郡八屋町中央区  
電話(八屋)二七二番

### 三毛門村役場

本村役場は大正十一年一月不幸にも火災に遭遇し殆んど書類を焼却したる爲此處に分明せる部分だけ記載しその概略を留む。

役場の設置されたのは明治以後町村制発布以來の事明なり、而し純然たる役場建設されるまで何処かにて事務を取りたる事何年頃か。三毛門村字三毛門現田中幸市氏屋敷に設立し事務をとる。三毛門村信用組合開設と共に同一舎にて事務処理し居りしも大正十一年一月火災に會い一時役場事務は當時の村長別府猛氏庭先に仮事務所を設け、信用組合は組合長鈴木倍吉氏宅に於て事務をとるこの間約一ケ年、かくする中に中津市殿町八幡圖書館現中津圖書館前若林商店宅處にあり、元下毛郡那役所當日蚕種所の古屋を買求め現在の位置に建つ其の中獨立組合事務所を建築するに際し組合と分離す、又村農會創設されて以來又同舎内に於て事務を取りしも昭和十二年支那事變勃發以來農會事務は生産擴充・物資統制・肥料配給・米穀管理等々事務繁忙を極むると共に職員も増員された一方役場事務に於ても物資の配給、軍事後援等々時局に關する事務の増加と吏員増員の爲元來の役場に於ては缺少を痛感するに至つた爲遂に昭和十六年七月頃より獨立農會事務所の設立にかゝり、經費約四千元を費し十月完成分離するに及ぶ、役場は純然たる村自治行政上の事務掌握遂行の事務所となれり。海拔二十米の地点なり。

### 歴代村長

代	氏名	在職年数
1	別府又十郎	明治二十年五月 一年六ヶ月
2	緒林代藏	明治二十一年十二月 一年八ヶ月
3	今吉陸藏	明治二十三年八月 一年八ヶ月
4	矢野久太	明治二十五年六月より三十年八月 五年三ヶ月
5	津田熊彦	三十年九月より三十六年九月二十四日 六年一ヶ月
6	成瀬涉	三十六年十月十五日より三十八年九月 一年十一ヶ月
7	有松線	三十八年十月二十二日より四十年五月 一年七ヶ月
8	別府又十郎	四十年七月八日より四十二年三月十八日 一年九ヶ月
9	尾家悦藏	四十二年四月三十日より大正二年四月二十九日 四ケ年
10	鈴木倍吉	大正二年六月六日より十年六月十八日 八ケ年
11	別府猛	大正十年七月二十二日より大正十四年七月二十一日満期退職 四ケ年
12	猫田慶十郎	大正十四年八月二十四日より十五年七月十四日家事の都合により退職 一ケ年
13	別府猛	大正十五年七月二十七日より昭和八年十月十八日迄三期相勤 十一ケ年
14	小路虎太郎	昭和十三年七月一日より昭和十七年七月三十一日迄

17	小 尾 前 路 家 田 太 幸 実 正 藏
16	昭和三十七年六月三十日選舉推薦により同十七年七月一日就任二十一年六月七日家事の都合により退職 昭和二十二年四月九日公選制として初代村長となり昭和二十六年四月二日県議立候の為退職 昭和二十六年四月二十三日選舉当選により同年五月五日就任
15	

歴代助役

就任年月日	退職年月日	理 由	氏 名
明治四十二年八月二十三日			原 田 淺 太 郎
明治四十五年四月十日			金 田 毅 郎
大正三年二月十六日			小 路 伝 平
大正九年三月			猫 田 慶 次 郎
大正十三年六月十二日	大正十三年四月二十八日	満 期	別 府 猛
大正十四年九月二十九日	大正十四年八月三十一日	村長当選の為	
大正十五年十一月十二日	昭和五年十一月十一日	満 期	猫 田 慶 次 郎
昭和六年二月十三日	昭和十年二月十二日	満 期	小 路 虎 太 郎
昭和十年三月二十五日	昭和十二年五月八日	家事の都合	小 路 虎 太 郎
昭和十二年十月八日	昭和十三年十二月二日	身上の都合	内 丸 恭 一

歴代收入役

昭和十五年五月二十五日	昭和十九年五月二十八日	満 期	繁 永 栄 十 郎
昭和二十年八月一日	昭和二十二年四月九日	政令に依り	北 崎 健
昭和二十二年十月八日			
昭和二十六年十一月五日			

就任年月日	退職年月日	理 由	氏 名
大正三年六月二十日			鳥 谷 松 次 郎
大正九年八月五日	大正十一年七月十八日		吉 松 勝 次 郎
大正九年十二月二十五日			田 中 修 義 郎
大正十一年十一月三十日	大正十二年三月		鈴 木 倍 吉 郎
大正十一年七月十三日	大正十三年九月二十六日	家事の都合	未 元 淺 藏 郎
		依 願	稻 葉 久 太 郎
		依 願	内 藤 健 藏 郎
		依 願	尾 家 信 二 郎
		依 願	猫 田 広 子

大正十三年十二月二十七日	昭和十三年十二月二十六日	満期	筒井源次郎
昭和四年四月一日	昭和八年三月三十一日	〃	筒井新十郎
昭和八年四月一日	昭和十二年三月三十一日	〃	中野光夫
昭和十二年四月一日	昭和十三年三月三十一日	辭職	吉松眞治
昭和十三年四月一日	昭和十五年四月二十三日	家事の都合	筒井新十郎
昭和十四年十一月一日	昭和二十年五月二十九日	家事の都合	青木美彦
昭和十五年五月四日			緒方三雄
昭和二十年十月二十七日			不動住
昭和二十八年十月二十七日			不

昭和二十六年四月二十三日

村議會議員選舉當選者 ○印は再選

議長	宮本晏行	尾家貢	○一ツ松仲藏
副議長	北崎謙治	三浦太郎	○田川徳行
	橋本謙治	坪根弘司	○田中徳行
	猫田広子	白石根弘	○田中徳行
	中井勇作	川石啓次郎	○田中徳行
	葦畑種夫	中啓次郎	○田中徳行
		内藤喜代藏	○田中徳行

小木戸製粉工場  
 製麵工場  
 小木戸茂夫  
 三毛門村三毛門角

医学博士 市場官司  
 三毛門村三毛門  
 電話七五二五番

— 新 天 街 —  
 御買物は新天街へどうぞ！

---

米谷ラジオ商店	高屋銘菓商店	井上洋品店	みつもの食堂	岩履物商店	吉武雜穀店	中畑食品店	武上化粧品店	栗山洋服店	丸美家具店	光理容院	喫茶クラ	古見茶舗商店	矢鳴菓子商店
---------	--------	-------	--------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	------	------	--------	--------

とけい・めがね  
ゆびわの御用は……

## 松井時計店

八屋町中央区(宇島駅前)  
電話 二三番

手軽な料理

## 湖月食堂

松吉ハルミ  
宇ノ島昭和町  
電話 五一六番

時計・めがね・指環  
共榮堂

## 林時計店

八屋町二葉町(三ツ辻)

つり道具は

## 上西漁具店

宇島元町波止場通り

教 育

歴代校長

氏名	職名	就職	退職	在職
緒方又三郎	校長	明治七年十一月	明治十一年十二月	四年八ヶ月
晴野四友郎	校長	明治十二年一月	明治十三年九月	一年九ヶ月
陣野広平	校長	明治十三年十二月	明治十四年十二月	一年一ヶ月
井関龍太郎	訓導	明治十五年一月	明治二十九年十二月	十五年
後藤勇治	訓導兼校長	明治二十九年十二月	明治三十三年一月	三年二ヶ月
楠原佐内	校長	明治三十三年一月	明治三十八年十月	五年七ヶ月
荒尾伊六	校長	明治三十八年十月	明治四十三年三月	四年七ヶ月
本多藏之助	校長	明治四十三年三月	大正七年三月	八年
島田又太郎	校長	大正七年三月	昭和四年三月	十一年二ヶ月
北崎丹三	校長	昭和四年四月	昭和八年三月	四年
保永要藏	校長	昭和八年三月	昭和十三年三月	五年



高畑喜代藏	訓導兼校長	昭和十三年三月	昭和十五年三月	二年
村口年路		昭和十五年三月	昭和二十二年三月	七年
石橋一郎		昭和二十二年四月	昭和二十九年三月	七年
山本勇		昭和二十九年四月		

第四十六号

(上毛郡)

杏川村 久松村 恒富村 清水町村 小犬丸村 市丸村 三毛門村  
 三樂村 森久村 六郎村 宇嶋村 赤熊村

明治二十一年度上毛郡第三小學校設置區域教育費收支予算其聯合村會ノ決議ヲ取り左之通施行ス  
 右告示候也

明治二十一年三月二十三日

築城上毛郡長 葉山荒太郎

支出

一金四百五十五円三十六錢七厘

内譯 金二百五十五円

金百九十三円六錢七厘

金七円三十錢

收入

金三百三十四円二十九錢

金一二一円七錢七厘

第五十九号

今般縣令第九号小學校教科用図書採定規則ニ依リ所轄各小學(高等科、尋常科教科) 図書左記ノ通撰定シ當學期

ヨリ施行ス

右告示候事

明治二十一年九月十九日

高等小學校讀書

築城上毛郡長 葉山荒太郎

一、修正高等小學校讀本第一ヨリ第四ニ至ル 八册 佐澤太郎編纂

同理科

- 一、新撰理科書第一ヨリ第四ニ至ル 八冊 高嶋勝次郎編纂
- 同 歴史
- 一、皇朝略史第一ヨリ第三ニ至ル 六冊 笠間益三
- 同 地理
- 一、新撰地誌第一ヨリ第四ニ至ル 四冊 岡村増太郎
- 習 字
- 一、高等小學習字帳第一年ヨリ第四年ニ至ル 宮本茂任
- 圖 画
- 一、普通小學習階校農學 岡村正子
- 一、農學小學上下 二冊 横井時敬
- 尋常科讀本
- 一、日本讀本第一ヨリ第四ニ至ル 六冊 新保盛次
- 一、日本讀本初歩採圖初号ヨリ二号 二綴 右同斷
- 習 字
- 一、尋常小學習字帳第二年ヨリ第四年ニ至ル 八冊 官本茂任

本表中文部大臣ノ檢定ヲ經サルモノハ檢定済ノ上採用ス

### 明治初期の小学校

文部省年表によると

市丸村 沓川村 三毛門村	設立年月日 明治七年	教員数	生徒		主 者
			男	女	
市丸村	明治七年	一	二九	二	川口賞三
沓川村	明治七年	一	二六	三	西村仲衛
三毛門村	明治七年	一	三〇	九	緒方美和三郎

### 三毛門小学校沿革

明治七年八月十七日三毛門緒方又三郎氏宅を仮校舎として開校し三穗校と稱して授業を始め、學區、三毛門及び三樂、明治十一年より新築校舎工事に着手し翌十二年一月校舎成るに及び移轉すると共に久松・恒富を學校區に編入す。明治十八年九月更に清水町・小犬丸・市丸（市丸分校）・六郎・森久・沓川（沓川分校）を學校區に編入す。明治二十三年三毛門に改築し四ヶ年の教科を課し三毛門尋常小學校と改稱す。明治三十一年沓川校を分離す。明治三十五年小學校令による沓川校廢止と共に三毛門校に合併す。之の事件につきては色々問題ありし爲別に後に記し參

考とす。明治三十六年十二月本校舎全焼したにより、一時別府又十郎氏宅に於て授業をなし同三十八年四月新校舎成るにより移轉せり。明治三十九年四月沓川分教場を閉ず、全部本校に收容す。明治四十二年一月八日明治大帝の御聖影下賜せらる。

文部省年代に依る本村学校

- 一、明治四十一年校舎増築（中校舎）修業年限六ヶ年とす。
- 一、明治四十三年高等科を併置すると共に七月増築。
- 一、明治四十三年十月農業科を加設す。
- 一、大正三年八月農舎新築。
- 一、大正六年二月旌表旗受領。
- 一、大正八年四月講堂新築し同時に運動場三六〇坪擴張をなす。
- 一、更に十五年六月一五〇坪の運動場を擴張す。
- 一、昭和二年八月運動場用便所一棟新築。
- 一、昭和四年五月奉安殿を猫田慶次郎氏寄贈。
- 一、昭和四年九月卒業生温室を寄附。
- 一、昭和八年煉瓦塀寄附、八三間及び正門、七月運動場二五〇坪を擴張し南側煉瓦塀四〇間建設。

- 一、昭和九年七月校舎中央の大廊下改築及び第三教棟東端教室一及び其の西隣半教室増築。
- 一、昭和十年十月宿直室一、八月に棟上。
- 一、昭和十二年三月校舎増築の予定により内丸勝三氏宅地を購入増築の件着々進捗中七月支那事変起りこの事中止となる。

- 一、昭和十四年奉安殿玉垣を猫田氏寄贈八月竣工。
- 一、昭和十四年十月二十三日二宮翁銅像建設地鎮祭をなし、十一月十日より工事を始め十一月三十日除幕式、寄贈者清田十郎氏。

- 一、昭和十五年皇紀二千六百年記念として吉松眞治氏相撲道場を寄附九月十六日落成式を行い相撲大會をなす、八月二十三日地鎮祭。

- 一、昭和十六年四月より國民學校と改稱す。
- 一、昭和十七年二月十一日地鎮祭を施行し工事にかゝり十二月二十三日新講堂四十四坪の竣工式を午前十時より舉行し午後祝賀、演藝を行う。

- 一、昭和二十二年四月一日より國民學校を小學校と改稱す。
- 一、昭和二十二年四月六日新制吉富中學開校により校舎を貸與すると共に高等科を廢止す。

### 私塾・寺小屋

#### 私塾

文政八年豊津領横武村薬師寺に士族の恒遠徹吉郎が塾主教師となり生徒二二〇人に漢學を教え明治二十五年迄続いたり恒遠和（醒窓文久元年歿五十九才）同仁（精齊明治二十五年歿五十一才）父子の初塾名を自遠館と云う。後新舎を増築して舊舎を梨花寮新舎を藏春園と稱す。醒窓は日田の廣瀬淡窓の門下なり。園内の門人帳ありたるも後に至り散逸せるもの甚多し今残れるものを此是に摘録すれば、

- |     |       |     |     |              |          |
|-----|-------|-----|-----|--------------|----------|
| 三毛門 | 善正寺弟子 | 心鏡  | 三毛門 | 元九州西本願寺派寺院幹事 | 梅高秀山     |
| 三毛門 | 別府    | 忠之助 | 三毛門 | 別府           | 信一郎      |
| 三毛門 | 別府    | 吉之輔 | 三毛門 | 善正寺          | 新發意 梅高秀山 |
| 三毛門 | 別府    | 方佐  | 三毛門 | 緒方           | 英之助      |
| 森久  | 相良    | 壽一郎 | 森久  | 別府           | 松三郎      |
| 杵川  | 内鷹    | 駒太郎 | 杵川  | 尾家           | 徳次郎      |
| 杵川  | 高橋    | 齊宮  | 市丸  | 明德寺          | 郎超       |
| 市丸  | 明德寺   | 大慶  |     |              |          |

#### 寺小屋

上毛郡小倉領四郎丸（山田村）に柳章堂ありて天保元年より明治五年迄身分農業の加來加一郎が教師となりて男生徒四十六人女生徒十人に筆道及び讀書を教えたり。

#### 小学校合併に関する件

明治七年創立せられたる杵川小學校は小學校令に依り明治三十五年九月限り廢校となり三毛門小學校に合併する事を當時の高橋郡長より三毛門村長津田熊彦氏に命令せしため之が実行に着手せし所杵川區民生徒通學上遠距離なること及び鐵道を横斷するため危険なりの二條件の許に之が反対を唱え飽迄も主張して止まざりき。而るに法律の命ずるため如何ともする事を悟りたる區民は人情風俗生産等の關係上宇島町との合併を主張することの有利なるを知り合併運動の方向を轉じたり。依て三毛門分離宇島合併を縣知事に請願書提出するに及びて高橋郡長は津田村長をして安部學務委員と共に區長をして三毛門校合併を承認せしめんとせしに、區民は反つて安部及び津田兩氏は郡長の權勢に阿諛するものとしてその反対熱は激昂し再び縣當局に陳情のため尾家悦造氏外二名出福すると共に一方村長、學務委員の不信任を唱え又租稅直接主務署納入せんとする舉に出でんとし、事いよく重大化せんとするにつき別府敏治氏見るに堪えず之が解決に乘出し盡力すると共に一方杵川區より依頼を受け合併に盡力せる。宇島町長小幡兵三郎氏も縣よりの合併許可せざるの指令に接したるにより別府氏と共同事件の解決に盡力したる結果、三毛門小學校を村の略中夾に建設するとの條件下に調停ならんとする時、別府氏は、一年志願兵として小倉に入營したる後、明治三十六年十二

月十四日午後十一時三十分頃火災に遭い全棟烏有に歸したり、依て一時三毛門別府又十郎宅を仮教室となせしが、明治三十八年四月新校舍落成するに及び移轉す。依て明治三十五年以來沓川校を三毛門校に合併するも分教場として教育をなしたるも同三十九年いよ／＼沓川分教場を閉す、全部本校に收容するに至れり。

本校教育の目標

憲法下教育基本法に則り且つ郷土社會に立脚して平和を愛好し文化を尊び將來國家社會の進展に貢献し得る心身共に健全なる國民を育成する。

昭和二十九年度児童數

性 別	学 年						計	合 計
	一	二	三	四	五	六		
女	二二	二〇	二〇	一四	二一	一七	二四六	五〇二人
男	二二	二二	二五	一九	一四	二〇	二五六	
	二	三	一	二	一	二		

保 育 園

昭和九年五月一日善正寺住職梅高祐賢氏が農繁期に於ける託兒所を兼ねた保育園の創設を企圖し三毛門村佛敎婦人會の協力を得て聖徳保育園を創立三毛門村字三毛門九二〇番地の故別府又十郎氏宅を借り受け自己の負担に於て大改

修を施し爾來滿二十二年の久しきにわたり全く無報酬にて經營費の不足經費は私財を投じて之を補い精神的にも物質的にも多大の犠牲を拂つて又創設以來の取扱い園兒數は千六百五十名にして更に農繁期における季節保育取扱い園兒數を含むれば約五千六百名に達し昭和廿八年四月一日二百七十万円（國庫補助と縣補助）總工費にて三毛門保育園を建設したり又材料の中には小学校の古材を使用したる分もある。

三毛門村立図書館

本館は大正五年十一月三日普通教育の補習並びに社會教育上必要圖書を蒐集保存し村内青年及び社會人の閱覽に供し以て生活上發展を促進せしめるために創立せられたるものなり。爾來その發展著しく大正十四年二月十一日縣下優良圖書館として表彰され延いて大正十五年三月三十日文部省より選賞の榮を受く。今創立當時よりの本館に關する記録を記すれば、

年 度	經費總額	藏書冊數
大 正 五 年	三〇、〇〇	一〇〇冊
" 十 一 年	七五、〇〇	一、一〇一冊
昭 和 九 年	一三三、〇〇	四、五九三冊
" 十 六 年	一四七、〇〇	二、八一〇冊

### 民生委員

この制度の沿革は大正六年岡山縣に設けられた。濟生顧問の制度及び翌七年大阪府に置かれた方面委員制度に發し、全国に普及され其の任務の重要性に鑑み昭和十一年方面委員令として法的に基礎づけられ更に二十三年民生委員法として法的に確固たる制度となされた。同二十五年五月四日生活保護法の全面的改正により、村長の協力機關として又兒童福祉法による兒童委員をも兼ねて民間奉仕者として社會福祉の増進に多大の寄與をなしている。

鳥屋雄三郎 (三樂) 畜産学を修め後築上郡畜産連合會長として畜産事業振興に盡力したが戦後民生委員として社會福祉に盡力している。

尾家藤藏 (香川) 早稲田大学出身、明治後期三井物産に奉職していたが大正初年支那へ渡り東洋の思想研究に没頭し、現在では世界的思想研究をしている。又神道家でもある氏は誠と情と人の道を民生事業として社會福祉増進の爲懸命の努力により世に貢献している。

## 團 体

### 青年 団

三毛門村青年團は忠孝の本義を体し品性の向上を圖り体力を増進し實際生活に適切なる知能を研き剛健勤勉克く國家の進運を扶持するの精神と素質とを涵養以て健全なる皇國民善良なる公民たるの素養を得せしめ皇運を扶翼せしむる目的を以て明治四十年二月十一日創立せるものにして其の後に於ける主なる沿革の大意は次の如し。

明治四十年 創立専ら夜学に依り青年指導をなす。

大正二年十二月 補習学校を興す。

昭和九年十月四日 名稱を三毛門村青年團と改む。昭和二十九年團員百五十名なり役員は左の如し。

#### 歴代の 団長

氏 名	就 任 年 月	退 任 年 月	在 任 期 間
荒尾伊六	明治四十年二月	明治四十三年三月	三年三ヶ月
尾家悦藏	明治四十三年四月	明治四十五年三月	二年一ヶ月

宇都宮正守	北口年路	山本光	尾家昇	末元壽夫	今富春夫	尾家欣之助	尾家信二	島田又太郎	鈴木木倍吉	本多藏之助
レ	レ	レ	昭和	レ	レ	レ	レ	レ	大正	レ
十六年四月	十四年七月	十二年四月	七年七月	四年四月	十四年四月	十二年四月	九年四月	七年五月	二年六月	四十五年四月
レ	レ	レ	昭和	レ	昭和	レ	レ	レ	大正	レ
十六年三月	十四年九月	十二年三月	七年四月	二年四月	十四年四月	十二年四月	九年三月	七年四月	二年五月	レ
三年八ヶ月	二年五ヶ月	四年八ヶ月	三年	二年	二年	三年	一年十一ヶ月	四年九ヶ月	一年三ヶ月	レ

婦人會

創立 明治四十年二月十日

大正四年御大典記念事業として支部例會開催に決定し現在まで之が実行を繼續し居れり、會則の改正を大正五年、大正十一年、昭和九年、昭和十一年。

歴代の会長

大正九年二月十一日縣より表彰さる  
 大正十年四月女子處女會より獨立分離す  
 昭和二十九年の現在會員は六百五十名なり。

尾家クメ	別府セツ	糸井トミ	島田又太郎	別府卓子	別府ツタ	内丸ツタ
明治四十年二月	大正五年二月	大正六年三月	大正七年五月	昭和九年六月	昭和九年五月	昭和十五年八月
大正五年三月	大正六年二月	大正七年五月	昭和九年五月	昭和十四年四月	昭和十四年四月	昭和十四年四月
十ヶ年	一ヶ年	一年三ヶ月	三ヶ年	十四ヶ年	五ヶ年	五ヶ年

未亡人會

昭和廿二年に本會は常に健全なる精神力を以て相扶け相勵み自力更生の道を講じ明朗なる社會の一員として郷土の

平和建設に貢献するを目的として誕生し

會長 稻 葉 政 子……………沓川上  
副會長 木 下 シズエ……………三毛門上  
理事 田 中 テツエ……………東出屋  
藤 田 よしの……………三毛門  
松 田 米 子……………沓川中  
内 藤 キヨ子……………沓川西  
松 屋 靜 子……………恒 富  
中 川 須美子……………清水町  
筒 井 ノ ブ……………六 郎  
橋 本 ハルノ……………三 樂

會員六十四名にて組織せり。

二十才より二十九才……………六人  
三十才より三十九才……………二六人  
四十才より四十九才……………三二人 計 六十四人

## 消 防

責任者は村の代表者村長であつて村條例によつて消防行政を管理する。現在の消防行政は昭和二十三年三月七日新警察制度と同時に誕生す。消防行政が當面する人的動的消防力の擴充強化には多額の經費を必要とする。

消防法第一條は「この法律は火災を予防し警戒し及び鎮壓し、國民の生命身体及び財産を火災から保護すると共に火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し以つて安寧秩序を保持し社會公共の福祉に資する事を目的とする」と稱し火災の予防、危険物、消火の設備、火災の警戒、消火の活動火災の調査について詳細な規定をもうけ強力にして廣汎な権限を有し目的達成を期して居る。費用は国庫補助、地方財政平衡交附金、寄附金で本村の現勢は消防團の下に二分團あり團員數百二六名、ガソリンポンプ二台、手押ポンプ五台、又消防車一台を近き中に購入する予定なり、斯くなれば築上郡唯一の最も進歩したる時代文明の利機となる。



高級紳士服

江藤洋服店

八屋本局前  
電話278番

高級  洋服

日本毛織・リファン テックス

販売店

爲藤洋服店

築上郡八屋町宇島元町

## 土木

伊能忠敬の測量と本村

千葉縣佐原伊能家に保存せられている測量日誌中本村關係記事摘録

文化七年一月二十二日

同二十二日朝より晴天、先後手六ツ後八屋村出立、後手我等下河邊、青木、永井、長藏、八屋村明神崎より初、友枝手永赤熊村、三毛門手永の内沓川村三毛門手永十二ヶ村組大庄屋三ヶ門兵藏加茂春日合社海辺迄測、八屋村明神崎より二十九町五十間五尺……………。

上毛郡沓川村本村は街道加茂春日社前より初め三毛門村出郷塔之本人家三軒同枝木之丸、海邊石出是迄小倉領なり、夫より中津領中村組直江村枝境木是は海邊より五、六丁も遠即街道にあり、宇高濱是より小倉領、中津領論地、同領中村組広津村枝小丸本村は街道にあり宇出屋敷あり、高瀬川を渡り三毛門手永小祝浦小印迄測一里十二町五十間、之によると木ノ丸海岸の言葉が既に見え又之までが中津領、小倉領の境であると共に小祝が三毛門手永であったことは注意すべきことである。

## 塩除堤防

三毛門村沿岸一帯に於ける堤防は主として三毛門西出屋裏より沓川浦まで築堤されて居る位にして本の丸海岸一帯

に於てはそれ程之を痛感せざる状態なり。古書に依れば三毛門沿岸一帯の築堤は享保年間なりと傳えられ居れども其の後度々修築されたるもので沓川神社裏の防波堤築堤は昭和十年頃なり（昭和十六年調）

昭和二十九年の今日では築堤も殆んど終りを告げつゝありて後に残れるは打返しのみ三十年には完備するものと思ふ。現在三浦組（代表責任者三浦健吾氏三毛門村沓川出身村議會議員）及び金岩建設が築堤工事に當つて居るなり。二十九年に颱風十二号来たりて潮高く冠水田四十丁歩流失家屋一戸、床上床下浸水十一戸、堤防決潰三ヶ所約百五十米、九月十三日午後七時より後十時の満潮時迄陸上風速二十米雨量五十海上風速二十五米。

海岸線

上古に於ける海岸線は現在よりはるかに奥地に入り込み遠くは市丸、六郎附近迄潮打ち寄せ居りしと想像されるなり、年古ると共に流れの作用によりて現在の位置迄押出されたものらしい。築上郡史を参照すると、佐井川の西に三毛門村あり三毛は御木にして御木郡の府なるべし門は上古の水門にして御木湊というなり今も此の地に貴船島と稱し貴船様の上陸地と伝ふるあり、沓川より宇島に至る間に三毛門の小島六郎の貝本の道路は中津・広津・直江・土屋・三毛門・森久・戸津田・赤熊・八屋らしい。此の道路は細川氏の所謂下往還たる沓川經由改築ありてより漸次狭少となり廢滅に歸したもらしい。黒田氏云々の古文書によると道路改修以前は三樂東側道路を「御成道」と稱した点から考うると往昔の重要道路は中津・土屋・三樂東側・六郎・清水町・戸津田・赤熊・八屋の様である。清水町・戸津田間の道路はモデル・ロード・ウエイなりしか。其の後の道路改修清水町より市丸を通り六郎・小石原・中村に至る線

は宇島港灣道路として赤熊小学校下より清水橋の架換を行い川沿に新道を設け市丸の村中を通り村東端より新に田畑の中を通り六郎村まで新道として通す之により三毛門に至る。三樂道路も一部新設一部改修され現在の如き巾員を有す道路となる。

恒富道路

恒富より三毛門に通ず道路については恒富三毛門の中央に在る墓地に建てられし道路記念碑により記す。

道路改修記念之碑

此道路自恒富達三毛門從來甚險惡也清田兵九郎猫田慶次郎首唱改修村會大贊其舉大正十一年五月十三日起工以全六月十日竣其幅九尺其長三百七十間坦々乎如砥夷開一新面目首唱者猫田慶次郎清田兵九郎二氏義捐費額三千六百円是故不要賦課人皆德焉今次闡村膏議建碑以爲記念云

- 築上郡長正七位勳六等
- 宮崎幸十郎 題字
- 三毛門村長
- 別府 猛 誌 □ □

新 国 道

中津小倉間のこの道路は昭和九年に貫通せり宇三毛門の如きは村の中央を通過する爲移転・移動・家の向きを變える者ありて一時は随分非常の事なり。而し之の開通により交通上の利便は何ものにも替え難く時間經濟上よりも總ての点で便利なり、新國道の開通に伴い下往還即ち沓川より海岸沿い西出屋・中出屋・東出屋を通り東吉富に至る道路の一日と荒廢し居るは蓋し万止むを得ざる事にして時勢の進運如何ともし難きものなり、新國道の本村全長は二杆なり。

農道又は村道

實に良く發達し巾も広く馬車やリヤカーの通行も出来る故作業能率も非常にあがる、又通行の爲に作物に害を與える事もなく近代農業經營のしるしなり。今後農地の交換分合等によりカーブを少くするならば經濟的である。

衆議院議員

平井義一

八屋町自由俱樂部  
電話 四二二番

県議會議員

尾家幸正

三毛門村沓川  
電話 三五六番

沿革

築上郡の東北部に位し、東は吉富港の地方港灣を有する吉富町に接し、山國川の對岸都市中津市に通ず。西は伝統古き宇島港八屋町に、其の延長は行橋、及び工業都市として有名な小倉、門司に連る。南は黒土村に接し、黒土村の西方に千束村あり、又東は西吉富村及び東吉富村で、西吉富村を除く三毛門村、吉富町、南吉富村、黒土村、千束村は面積も実に狭く、四・五平方杆前後の町村ばかりにして同じ平野内に在す。地は周防灘に面し、山口縣、広島縣、阪神、四國に望む。北緯三三度五〇分から北緯三三度五二分の間にして、東經一三一度九分二〇秒から東經一三一度一〇分二〇秒の間にあり。土地は極めて低地にあつて海拔五米四十五糎で起伏なし。又南部の奥は海拔八百米前後の綿々と連る山々を望み、裏日本的感あり。

面積

築上郡の總面積は二九八・七一平方杆で本村の總面積は四・八〇平方杆である。又郡内中第一廣面積を有する村は上城井村の四一・〇二杆、第二は友枝村の三五・八九平方杆で、西吉富村は九・三五平方杆である。又千束、南吉富、黒土の各村とも三毛門村より狭し。

## 人口

明治五年に戸籍法が実施され人口一、二〇〇人だったが、大正九年の第一回國勢調査では二、七二〇人に増加せり、大東亞戦争後、復員、海外引揚、又は失業による農村流入等で人口過剰となる。都市に比し婚姻率は非常に高いが反面全国的にも憲法の改正により戦後離婚も次第に増加した。世帯數六百八十戸、人口總數三千六百八十人、男一千八百人、女一千八百八十人、一世帯当り構成人員五・四人、有權者數二千六十七人、内男九百二十二人、女一千四百四五人、第三國人二十九人在住す。現在日本人口は八千六百万人を突破し、年間に三・五%の増加率を示している。優生保護法による優生保護事業の普及を強化しなければ世界的に人口は増加するばかりで生存權迄おびやかされるおそれを生ず現状なり。宇宙の國を開拓する事が出来る様になれば先づ不安は一掃するものである。自然増加五九、婚姻一五八、離婚一二。

## 氣候

年間平均氣温は十五度、これは阪神地方と大体等しく東京より一度高い。鹿児島より約〇・五度低くなつてゐる。一日の最低氣温は一・五度で最高は八月の三十三度であつた。雨量一・八七五耗、一日の降水量は六一耗、六月の降水量三一三耗、冬期は北西季節風が吹き、夏季は颱風に見舞われるが、暴風日數は十二、三日程度にて非常に少い。

南部山岳の影響をうけて裏日本的氣候を示すが氣温比較的高く溫和にして雨の多い氣候に恵まれてゐるから稲作や其他の農作に適している。八屋町にある九州電力株式會社の煙突の煙りが東に向つて流れ來たる時は晴天、東風により西へ流れる時は雨天多く垂直にゆるやかに上る時は高曇なり。又流れの速さにより風速をも知る事が出来る。年平均風速三米、最大風速二十米日照日數二一五・五、快晴三八、農作物に害を與える程の風、雨、雪のあることは稀なり。

## 河川

築上郡合河村と大分縣界にある海拔九九二米の經讀岳の麓海拔九百米附近一帯は闊葉樹、針葉樹の合河村の山奥に源を發し横武村を通つて、黒土村と、西吉富村の境となり、本村六郎部落の東端黒土村小石原部落、吉富町別府の西方との三ヶ町村の境界点を通過し吉富町を北に向つて流れ周防灘に注ぐ佐井川は流路延長二五耗なり、縣營河川延長は二二・二一四耗に達し、河川法の準用河川に適用される事二二・二一四耗なり。岩岳川は岩屋村海拔七八二米、求菩提山の麓に源を發し、合河、横武、黒土の各村を経て清水町、沓川より周防灘に注ぐ。夏季の洪水期にも被害を受ける事なく、水田、灌漑に利用され其の全長は二十六耗なり。又吉富町字界木を流れ三毛門村と境をなしている焼神川は、源を黒土村鬼木に發し六郎を経て周防灘に注ぐ、全長約六耗なり。那是製糸工場の西側を流れる小川巾一尺五寸の川も又八屋町との界をなせり。

溜池

所在地	池名	貯水面積	集水面積	関係面積	堤長米	高米	農家数	容積(立方米)
六森久郎	由利	〇、五二	二〇町	一、二〇	三五〇	四、〇	四〇戸	現在空池
三三森久郎	秋吉	〇、六五	一、五〇	一、七五	三六〇	四、二	五〇戸	四、九四
三毛門	上八反田	〇、九三	二、〇〇	二、七〇	四四〇	五、〇	五〇戸	一、二七
	折戸	二、三〇	四、〇〇	七、二〇	六五〇	六、〇	二〇戸	四、八〇
	松本	〇、六九	二、〇〇	一、〇〇	三七〇	四、〇	五〇戸	八、五四
	重久	〇、一〇	一、八〇	一、〇〇	八〇	二、〇	二〇戸	七、一五
	太田	〇、五九	一、五〇	二、〇〇	三五五	四、五	六〇戸	五、三四
	小村	〇、六九	一、〇〇	一、五〇	三八〇	五、〇	四〇戸	六、二四
	谷池	〇、五九	一、〇〇	一、二〇	三三〇	五、〇	三〇戸	三、七三
	恒富	〇、四二	一、〇〇	一、八〇	二九〇	四、五	三〇戸	一、三六
	河原	〇、七七	一、〇〇	一、五〇	四一〇	四、〇	二五戸	七、七三
	清水	〇、三八	一、〇〇	一、〇〇	二五〇	四、五	三〇戸	三、一六
	清丸	〇、三七	一、〇〇	一、〇〇	二五〇	四、五	三〇戸	八、六〇
	小犬	〇、三七	一、〇〇	一、〇〇	二五〇	四、五	三〇戸	一、〇七
	恒富	〇、三七	一、〇〇	一、〇〇	二五〇	四、五	三〇戸	八、三一
	恒富	〇、三七	一、〇〇	一、〇〇	二五〇	四、五	三〇戸	八、三一

千駄池(黒土村高田)

所要水量……代掻所要水深120耗(約4寸)にして其の所要日数は3日間なり、代掻純用水量1町当り(平均町)当り所要水深40耗(約1寸3分)又水路上に於ける損失水量を15%見込むものなり。

矢方池

本日竣工式ヲ執行スル兩吉富村外四ヶ村組合矢方池ノ着手ハ癸ニ明治二十年十一月廿九日当時郡長清水可正氏議長

トナリ矢方池廿七ヶ村組合會規則ヲ議決シ翌年一月十九日郡長葉山荒太郎氏ノ認可ニ始マレリ然ルニ其ノ以前本組合成立上内部ニアリテ東奔西走部民ヲ煥諭シ盡力シタルモノハ故高橋庄藏氏ニシテ外部ニ於テ其ノ統一ニ勵メタルモノハ郡長生井清長氏トス。爾來本組合事業ノ管理ヲ郡長ニ委託シ則チ郡長葉山氏以下長部恰氏村岡益章氏經本部長高橋永種氏ニ至リ始メテ竣工ス其ノ間年 閱ミスル拾三年時勢ノ變遷管理ノ方ヲ異ニシタルモノ數次然モ能ク工事ハ着々歩ヲ進メ一モ其目的ニ達スハ其工費負担ノ如キ村租ニ於テスレバ壹円ニ付三円十一錢一厘余戸數一戸ニ對スレバ拾七円四十八錢八厘余灌漑反別一反ヲ以スレバ四円二錢六厘ノ多キモ更ニ其難キヲ聞カズ此大業ヲ竣ハリタルモノハ工事係別府又十郎、矢幡小太郎、尾宗寺登、工事委員高野和三郎、相良卯年、越原嘉藏、平井柳平各組合内各村長諸氏等本事業發起以來今日ニ至ルマデ終始渝ハラズ能ク管理者補佐シ部民ヲ煥諭シ工事ニ盡力シタルト部民ノ本年業永遠ノ利益ヲ公認シ多額ノ負担ニ耐ヘタル共同一致ノ結果ナリトス獨リ憾ムラクハ工事係高橋庄藏氏ノ明治二十四年十月世ヲ去リ、同日隈小次郎氏ノ本年一月又世ヲ去リテ共ニ今日此盛事ニ遭遇セラレザルコトヲ尙本池ニ係ル概要事項ヲ列記スレバ左ノ如シ。

甲 池

堤塘直高七K三步同馬踏長八十一間、巾十K八步同敷長六二K五分、巾三二K五分、右惣立坪壹万九千九百五十五坪五合  
一勾小面反別四丁三反久畝二十九步

乙 池

堤塘直高六K三分同馬踏長六六K七分中五K三分同敷長四三K三分中二三K、右惣立坪四千六八五坪五合三勺水面  
反別二丁七セ二九步

丙 池

堤塘直高五K三步同馬踏長四七K中三K五分同敷長三六K三分中二一K八分、右惣立坪二千七百一坪七合八勺水面

反別一丁壹反一七七分一厘

三池灌溉反別

六一六丁八反一畝二五步

内 西吉反別

一五二丁七反九畝一三步

南 " "

四九丁八反六畝一步

東 " "

一一三丁 二畝十步

黒土 " "

一五九丁八反八畝一步

三樂 " "

一四一丁二反六畝

三池總工費 金二万四千八百三十四円三十錢九厘

西吉富村外四ヶ村組合

矢方池竣工式事務所

明治三十三年五月二十二日

矢方池用水路疏鑿工事着手ノ任ニ付諮問案矢方溜池用ノ最大水面積一万三千余坪水量ハ凡ソ千二百万立方尺乙ノ最大水面積六千二百余坪水量凡四百十立方尺丙ハ最大水面積三千三百余坪水量二百二十万立方尺以上三池合計水量千

八百三十万立方尺トス。是ハ各池放水路ヲ越スベキ即チ滴水ノ時ノ理論的水量計算ナリ、此ヲ從來ノ經驗ニ徴スル時ハ最大水量ハ本水量ノ八分即チ千四百六十四万立方尺ト見做セバ蓋シ大差ナキヲ信ズ而シテ灌溉地ノ面積ヲ推算スレバ實ニ百八十五万余坪ナル莫大ノ耕地ニシテ今之ヲ平均二寸ツツ養水ヲ分配スルモノトセバ其水量三百三十万立方尺トナリ三池ノ水量ハ灌溉度數一回ト四歩ヲ以テ流送シ盡ス道理的計算トナルベシ、然レトモ時々ノ降雨及水源ナル溪水ノ山流等希テ其ノ流水ヲ補ヒ今日迄ハ養水缺之ノ悲惨ヲ見ズト雖モ若シ不幸ニシテ數旬間天一雨ヲ降サス水源涸渇スルニ至ランカ此場合ハ三池ノ水量特ムニ足ラズシテ莫大ノ耕地ハ自然龜裂ヲ生ジ言フ可ラサルノ災害ニ陥ルベキノ憂慮アリ依ツテ熱々救済ノ策ヲ講シ佐井川筋ヨリ疏水ノ計画ヲ案出シ客年五月実地ヲ調査シタルニ横武村大字狹間字堂ノ前ヨリ分疏スル時ハ臣離八百七十K余ニシテ八尺三寸余ノ落差アリ、即水百勾配六百二十九分ノ一トナル平均速度一秒間ニ一尺五寸二分流量一秒時間十一立六尺三四ヲ得一晝夜二十四時ノ流量ハ九七万九千七百七六立方尺トス今仮リニ甲池ヲ空虚ニシテ之ニ注入スルトヤハ日數拾二日余ニシテ最大面積ヲ滿タシ得ベキ計算ニシテ之ガ工費調査額四千四百六十五円九十一錢トナル此金額敢テ寡少ニアラズト雖モ不虞ノ旱害予防上必額欠クベカラザル工事ナリト思料ス頻リニ望獨ノ感ニ堪ヘズ依テ掘鑿起工上ニ係ル調査委員ヲ選舉シ以テ費用支辨ノ方法其ノ代ニ付詳細ノ調査ヲ存シ起業ノ準備ニ着手セントス

右諮問ス

明治三十四年七月三十日

西吉富村四ヶ村組合事務管理者

築上郡長 高橋 永種

同三十五年十二月十八日

再ビ矢方溜池用水路疏鑿工事着手ノ件ニ付キ諮問案ヲ提出セリ

諮問案

矢方池用水路疏鑿工事実地施行準備調査ノ件

予算金 五千円

内 譯

金二千五百円 三十八年度支出額

金二千五百円 三十九年度支出額

矢方溜池養水飲乏ノ悲惨ニ遭遇セン事ヲ憂慮シ之ガ水源トシテ佐井川筋横武村大字狭間字堂ノ前井堰ヨリ疏水ノ計画調査ノ件ハ去ル三十四年七月三十日本會ノ決議ヲ以テ關係五ヶ村長、委員一同實地計画予測小路ニ就テ調査ヲ遂ゲタル処溜池水源予備画策上必須缺クベカラザル施設計画ヲ認メ該調査ノ結果ハ曩キニ本會ニ報告シタルモ時期ヲ得スシテ經過シタリキ然ルニ昨年本郷近古未會有ノ一大悲惨旱字ニ陥リタレバ尙將來ニ於ケル溜池貯水及旱魃ニ対シ善後策トシテ一層ノ必要ヲ感ズ目下時局ノ際町村負担亦タ輕カラザル折柄ナルモ本事業ノ成否ハ直接生産力ニ非常關係ヲ有スル件ナルヲ以テ委員若干名ヲ設ケ起工資金方法ヲ講ジ實施計画ヲ定メ工事着手セントス茲ニ本會ノ意見ヲ問フ  
右諮問ス

明治三十八年三月二十二日

郡長 高橋 永種

諮問案

矢方池用水路疏鑿工事実地施行準備調査ノ件

金五千円 工費概算見込高

内

金二千五百円 三十九年

〃 四十年

本案当組合經營ニ屬スル矢方溜池水源トシテ疏水ノ計画實地施設準備調査ノ件ハ昨年通常組合ニ於テ恰モ日露的局中ヲ以テ平和克復セントテ調査延期ニ議決致居候処乙丙池修繕工事モ三十九年度ニ涉リ全ク成功ノ運ニテ本事業ノ成否ハ直接生産力ニ莫大ノ關係ヲ有シ尙將來ニ於ケル溜池貯水及旱魃防備ニ対スル善後策トシテ一層必要ヲ感ジ茲ニ時局克復シタルニ依リ委員若干名ヲ設ケ起工準備方法ヲ講究シ實施計画ヲ定メ工事ニ着手セントス依テ本會ノ意見ヲ問フ

明治三十九年五月二日提出

西吉富村外四ヶ村組合事務所管理者

築上郡長 高橋 永種

## 港 灣

門司、若松、刈田等の各港は重要灣なり。入港船舶も年間四〇〇〇から三七〇〇隻なり。

地方灣港 入港年船舶隻數 入港年船舶總屯數 海上出入貨物屯數

宇島港 三、六八隻 一八、九二〇屯 七〇、四四九屯

東吉富港 一〇、六七隻 四、六六三屯 六、五三四屯

宇島港築港は小倉領土上毛郡の内八屋村と杵川村の間に船塀場所波除け築くの儀最前執政古河候土井大炊頭殿へ御伺いしてあつたところ文政四年六月十八日御勘定組頭より委細に尋ねられた故御答申上げたので同年八月十四日に許可通知を受け取つた。宇島と八屋に第一種漁港ありて宇島港の計画事業費は三、五〇〇万円であるが昭和二十四年九月十二日のキジャ颱風により防波堤六六米と其の護岸三八〇米の災害を被り金額にして二六五万円である。

## 交 通

中津市と小倉市を往復する西日本鉄道株式會社のバスは今より三十七、八年前開通して以來文化の發達と共に其の回数も次第に多くなつた。文化は交通の發達により發展するものである。本村及び近接町村の文化發達も亦西鉄バスの影響大である。停留所として三毛門と久松の二ヶ所がある。今後道路の整備と共に黒土方面行きのバスも三毛門を起点として發達して行くものであらう。本村は地理的條件實に良く爲政者のリードと村民の協力に期待するところは

大きいのである。貨物輸送には、京築貨物輸送株式會社あり八屋町に營業所を有す。全国的に大組織網を有し、其の利用至極便利な日本通運株式會社がある。日豊線東の中津駅、西は宇島駅の丁度中間にある本村は駅をもたない爲、愛知縣島海町、鍋山部落とほゞ同じ比率で自転車が普及發達している。駅の設置申請も許可になり其の設置場所は(地圖内に示す)三毛門小学校及び農業協同組合横を南北に縦断せる縣道を周防灘に向つて一直線に北へ、鉄道との交叉点の場所にして國道より驛に通ず、道路は巾十米なり。ホームの全長二百二十米にして經費八百万円なり。(又國道より驛迄二百六十米あり)村の共有財産が三百万円、五百万の不足分は村債か何か未だ不明、いずれにせよ驛は郷土の發展上必要な事なり。本村内鉄道全長二・五軒。明治三十年日豊線開通し大正六年頃定期バスの運轉尙又宇島港の港上げ荷物の運搬等の關係上馬車の交通頻繁となりたる爲道路狹小故不便なり。宇島と中津の間に驛を設置する旨及新設道路等の請願をなすまでに至れるも八千五百円の地元負担額や土地問題のいきさつ等々で成就せず昭和に及ぶ昭和九年三毛門村を中央に宇島、中津間の新國道貫通せり、昭和十一年七月一日より宇島鉄道株式會社の自動車は八屋・清水・市丸・六郎を通り中村・唐原に至るものを運轉し村内交通史上一大變革を來たしたり。又トラツク、オートバイ等文明交通機關増加發達して至極便利なり。新國道バス全長線は二軒なり。

## 通 信

## 郵 便 局

昭和六年杵川に局を新設する爲尾家信二氏と別府猛氏は金六千五百円也を以て郵政省に請願す。同年六月一日尾家信二氏初代局長として開局すと雖も無集配局にして、而も電報の取扱もなく電話線の架設にもいたらず種々と不備な



るところあれども通信機關として便利だつた。昭和二十二年八月十六日電報電信受付、二十八年三月末日迄沓川にて事務取扱い廢局、同年四月一日より村の中心三毛門にて開局され郵便物の配達回数も増加し約二十四時間も早くなる外速達便も區内となるので料金も安くなる等村民の蒙る利益は非常に大きく商工、産業各界の發展を期待され現在に及ぶものなり。二代目局長加來正行氏、尾家悅藏氏宅の架設電話が一番最初なり。役場の架設は昭和五年にして現在では四十七の電話機あり。電話の新規架設は約十二万円を要すと云うに昭和二十八年三月二十六日に飛地加入と稱して政府負担の電話を三十一架設開通させたり。敷金一万円（廢電話時には自己に戻る）施設費四千円申込料三〇〇円計壹萬四千參百円にて斯くも澤山架設し又昭和二十九年五月二十三日沓川に公衆電話一ヶ（總工費約八万円也）を架設し村民の便利を図りたる其の陰には十九代目小路村長三代目現局長別府義雄氏の努力のためものなり。九州唯一の電話モデル村となつた事は特記す必要あると思う。別府義雄氏は、大正四年十二月十八日生にして築上中学出身なり。趣味は謡曲なり。郵便ポスト三ヶ所あり、ラジオ三百三台。

### 産 業

古来農業を以つて本業となす者多く土地肥沃にして五穀豊穰なり。氣候温暖にして雨量及適量特に水害、火山、天災の危に遭遇する事更になく實に恵まれたる地の利を得た所なり。東西の長さ二十六町四十五間、南北三四町四十間全面平野にして丘陵全くなし。

### 財 力 面

官 有 地	二十八町四反
民 有 租 地	三百五十一町三反
民 有 免 租 地	十八町
合計	三百九十七町七反

### 民 有 有 租 地

畑 田	段 別	賃 貸 価 格
畑	三百五反九	七三、九七六
田	三十七反二	五、六三七

宅 地	山林	原 野	畑 田	其 他
八〇、五六二	一、二〇〇	一、六〇〇	二九五、五〇〇	四五、七〇〇
			一、二〇〇	

職業別人口	男(人)	女(人)
農 業	485	560
林 業	1	—
水 産 業	—	1
建 設 業	42	—
製 造 業	246	—
電 氣 水 道	10	—
商 業	42	24
金 融	2	1
運 送 通 信	40	4
サ ー ビ ス	5	4
自 由 業	43	15
公 務 団 体	50	10
他 産 業	5	—
失 業	65	40
計	1,036	659

農 業

品 名	数 量
米	四、九五〇石
麦	二、二〇〇石
甘 藷	三万貫
玉 葱	一万五千貫
蒟 蒻	一二〇貫
馬鈴薯	五千貫
南 京 菜 種	四万貫
甘 藍	五千貫
其ノ他	二十万貫

戦後農村好況をもたらした昭和二十四年を頂点として農村恐慌を招き始めたが二十五年六月の朝鮮動乱により再び價格体系は混乱し始め、金へん糸へん景氣からインフレーション現象をみるに至つた。併し動亂の終局とともにデフレの現在を迎える様になり農産物價の異常な高騰はのぞみなく農業資材や農村の必要物資は高額の爲農業經濟安定には經營の多角化農業技術の改良或は有畜營農、農業金融等幾多の解決策を必要とする様になつた。

農業改良普及事業

農業改良普及員を設置し種子の改良更新、土壤の検定及改良等農業生産力發展の爲に農業經營を指導し其の合理化に努力している。

滿十一年間続いた統制も撤廢によつて自給肥料に対する依存率を狭め堆厩肥重労働を要する尿尿の利用は相当低下したかと思われる。

農業は肥料農機具等と共に農業生産上重要な資材で効力の大きなDDT、BHCの登場により病虫害だけでなく雑草の攻勢に對しても化学の力で処理し得る段階迄農業技術は發達した。

農機具は大東亞戦争後大量に生産されたが一般に粗悪品が多かつた。政府が製品の統一品質の向上を計る様になつたのが昭和二十六年六月、此頃から品質に對する農家の批判力も向上して不良メーカーは淘汰され眞の優良メーカーが信用を獲得し生産擴大を圖りつゝある。

村内にある農機具と其の數

電 動 機 七台      麥 摺 機 七台      精 米 機 十六台      石 油 發 動 機 五 台  
 粃 摺 機 十三台      精 粉 十台      脫 穀 機 五十一台      榨 油 機 三 台

農業協同組合

農業團體に關する主な法制は明治三十二年に公布された農令法に初まり三十三年三月産業組合法が制定され明治三十九年の改正によつて綜合經營となる。昭和十八年三月農業団体法が制定され農業會となる。二十年八月ポツダム宣言受諾により農地改革、生活様式の改善、農村更生等々の爲二十二年十一月農業協同組合法が公布され十二月に施行された。農協法の制定により農業團體等の整理に關する法律制定ありて二十三年八月十四日限り農業會は解散されるに至つた。

### 三毛門村信用組合

農村民及一般村民の福利増進及び産業發達、經濟更生を計らんが爲之が設立を企劃し大正四年十二月二十一日設立申請をなし大正四年十二月二十八日設立認可あり越えて同五年一月一日よりいよく信用事業を開始獨立したる事務も無き事故役場の一隅に於て事務をとる。大正六年定款變更役員の改選を行う。大正七年度に及びて目的事業擴大のため定款の變更を行い信用購買販賣及び農業倉庫の事務取扱を初むると共に縣信聯に加入し内容的に於て茲に完備せる信用組合に至れり、而るに昭和十一年三毛門村役場全焼と共に本事務所も全焼の災に遭うために当時組合長たる鈴木倍吉氏宅を仮事務所として事務を處理すると共に一方に於ては組合事務所建築工事に着手する。事業順調に進捗し翌十三年三月之が竣工を終ると共に事業所を移轉するに及びて内外共に完備せる保証責任三毛門信用購買販賣組合となれるなり。

昭和元年に及びて定款の變更役員の改選を大正十五年九月二十九日の臨時總會を開會して行ふ。昭和三年に於て定

款一部變更をなす。昭和四年總會に於て定款一部變更、改選、役員事業年度の變更等をなすと共に福岡縣聯合販賣組合に加入す。昭和六年に及びて宇島組合所有の農業倉庫を購入し農業倉庫事務を開始すると共に全購聯に加入す。

#### 昭和七年度役員改選

〃 八年定款變更と増資

〃 九年定款變更

昭和十年度に於て役員改選、定款變更をなすと共に保証責任組合に組織を變更し尙又日進する本組合として事務所の狭小を感ずると共に倉庫無きため運営上不便多きを以て事務所並びに倉庫建築を決議し事務所は現在の如く新築、倉庫は清水町中川亭治氏所有の酒倉を購入して建つ。昭和十一年度に及びて又定款變更、米穀自治管理統制組合の事業を代行す。昭和十七年に及びて農業倉庫を國道筋に建築す。

#### 創立以来の組合長

創立大正四年十二月二十八日当初鈴木倍吉氏推されて組合長の職に就くや大正十四年度迄引きつづきその重職にあり其の間定款變更をなすこと五回、役員改選五回目的事業の擴大等組合發展のため貢獻せしこと甚大なり。死去以來後繼として大正十四年二月二十六日より別府猛氏相受け三代北崎和三郎氏、四代小路虎太郎氏、五代東木徳松氏、一期、而して昭和十五年八月總會に於ける役員改選に伴い現白石六郎氏組合長となる。

## 三毛門南瓜

三毛門南瓜に就き歴史を述べば今から三百七十余年前イスパニヤ、ポルトガル、カンボチャ國の人々が府内（大分市）に來航して府内は西洋文化の中心地であつた。天正五年頃印度カンボチャ國人が當時の城主大友宗麟に種々のものを献上した其の中に南瓜があつた宗麟はこれを府内（一名横田とも云う）の農民に栽培の法を教え農業改良にも熱心であつた、農業・貿易・教育・社會等總てに通じ其の名聲高く關東・東北から來たりて学ぶ者多く宗麟は又民主的自由の提唱者であつた故農工商者もお目通りは樂で直接指導を願える事もあつた。そしてこの三毛門村の人で緒方氏という土豪が大友宗麟に屬し府内と三毛門間を往來していた。西洋文化に接す内に南瓜の種子を得、その栽培法を修得して持ち歸りて播いた処土質に適し成長せり結実した故試食してみれば甘味極めて強い以來地味に適す適地適作として多く栽培するに至つたこれが漸時普及して一般に栽培され盛んなる時は五十町歩年産二十万貫に達し畑という畑は南瓜畑になつて仕舞つた。土産進物としては一番良品品として上等のものを取り二等品は薪炭と交換した、元來三毛門村は山地に遠く薪炭に苦しむものにして又一面山間部落に於ては盆南瓜と言つて無くてはならぬものでありし爲彼等は南瓜の收穫期になれば馬に或は馬車に薪又は炭を負わしめて下り来る五人六人又少きは二人組をなして村中に入り換えん事を請う、交換方法は薪炭の量と質を見て之に對し是位と南瓜を出す其こで話は纏り交換す。多い家は一年間分の薪炭を得る少き者でも二駄三駄換てない者はない、然るに養蚕業の盛んなるに従い南瓜畑は桑園と化し現今

に於ては僅かに昔時の面影を残し自家用として栽培する位なり併し世人に知られ三毛門南瓜として名聲をあけたのは今より四十年前にして大正三年頃より全國に知らるゝに至つた。

川口六郎氏

昭和三年御大典に際して大嘗祭に供進さる主基地方献上の恩命に浴し之が栽培に耕作者は勿論当局村民一同無上の光榮として謹作之を献上したる也。今之が栽培地に永くこの光榮を記念する爲記念碑建立せられ居る也。

奉耕者字三毛門川口六郎氏の栽培記録帳より。

昭和三年四月十日村議會により奉耕者川口六郎氏と指定さる。同年五月二十日福岡縣知事を初め郡有志及村有志学校兒童各種團體臨席の中に長谷川神官齊主となりていとむ莊殿の裡に歛入の式を行うと共に氏神春日神社に報告祭を行う。三毛門南瓜の特色を具備せるものを選びに選つて十五個包装いかめしく十一月八日郡内の有志に見送られ川口六郎氏上京献納を終り之の大役を無事終了せり。作付田別八畝尙縣内官幣社及郡内村社に各一個宛奉納す。

## 農地

農地問題の解決なくしては凡ゆる農業問題の解決は勿論、農民の地位の安定、向上も農業の近代化も農村の民主的發展も期待出来ない。農地問題は日本農業生産力の維持増進と、農村に於ける民主的傾向の促進を標榜する現行農地改革が斷行された事は日本農業政策の劃期的發展であつて農業改革への根本的基盤を形成した、即ち農業改革達成へ

の前哨であり農業改革への移行的準備工作である。そして農業生産力の維持増進と農業の合理化とが強力に行われてこそ始めて眞の農村及び農業發展が期待出来るのである。

農業委員

住 所	氏 名	生 年 月 日
築上郡三毛門村大字三毛門	竹内喜代藏	明治二六年二月二日
〃	鈴木範義	明治二九年九月三〇日
〃	小戸茂	明治二六年一月二八日
〃	北崎薫	明治二七年二月一七日
〃	小戸力造	明治三五年二月一五日
〃	内田市郎	明治二九年六月二五日
〃	中川光	明治四一年一月一三日
〃	田中甫	明治三八年二月二〇日
〃	白石一水	大正三年二月一九日
〃	松崎文雄	明治四五年二月一日
〃	中川福藏	明治三三年二月二三日
〃	植田米雄	明治三八年七月二一日

住 所	氏 名	生 年 月 日
大字六郎	東木小十郎	明治三六年九月二五日
〃	山本繁茂	明治二六年七月一日
〃	藤本繁夫	明治三六年八月一八日
〃	中村作郎	明治三五年一月二八日
〃	小宮路太	明治四一年二月二〇日
〃	宮本晏行	明治三七年一月一七日

工 産

清酒	前田実藏	沓川
焼酎	〃	〃
製麵	小戸利幸	三毛門
製材	白石森藏	三毛門
棕梠繩	白石久子・白石一水・内藤勳・北見	沓川
瓦(セメント)	尾家貢	三毛門
	平松正人・白石虎太郎・上永全治	〃

製米他	田中甫・中川・三嶋	三毛門	製パン	楠本博昭	三毛門
家具	大國家	出屋	搾油	宮内房吉・内丸	三毛門
薬繩	平松正人	沓川	ムシロ	上野清	沓川

畜産

耕地面積等に制約されるので戦後も飛躍的な増加はみていない。馬一四三、牛八六、豚四六、山羊二〇、乳牛二、鶏二一三六、あひる八、兎八四。本村は牧野及草地に乏しいので健全な家畜育成や増殖は困難である。本村は池が非常に多く奈良縣、香川縣同様に池を利用して畜産加工を爲すならば移出や輸出等の條件も非常に宜敷き故發展するものと思う。國民の保健上からもブラット・レバー・タンク等を活用するならば畜産加工界は前途明かるいものがあり文化的農家經營の一手であろう。

水産

出屋・沓川の部落は海岸に面しているといえども漁業專業者なく又池を利用する者もなし干潮時にアサリ掘りに行

く者は可成りあるも自家食用とするのみなり。

九月のウナギ及三月のカニは見事なものである。カニ生肉の組成を見るに、

	水分	乾物	灰分	窒素	粗蛋白質	粗脂肪
脚部	八一、五八	一八、四二	一、二三	二、二八	一四、四九	二、〇二
体部	八〇、八二	一九、一八	一、二四	二、五九	一六、一九	二、二一
食用になる部分	八〇、七六	一九、二四	一、二三	二、四九	一五、五八	一、五四
平均	八〇、七六	一九、二四	一、二三	二、五六	一六、〇一	一、五一
平均	八〇、九八	一九、〇二	一、二三	二、四八	一五、五二	一、八二

五月の脂肪含有量平均は二、一八だが三月は三、六二で即ち晩冬から早春の産卵期が最も脂肪に富んでいる。又死後二十四時間から三十時間で温度六五Fの時硫化水素〇、三九MGあり即ち加熱強化擴張法を爲すならば其の原料となる。

商業

其の昔鎌倉時代に問丸替錢の法ありし頃市丸に質屋業を営んだり又室町時代にも樂市、樂座が設けられ商業も可成り盛んだつたが清水町は古くから開けた土地文あつて商取引も種々行われたが緒方氏が府内より南京の種を持ち歸

りこれを栽培して近郷の者にわけてやる様になつてから三毛門南京も地味に適し出来も大へんよく名産の一つとなつた。其の後山間部に於ては益會には是非なければならぬ品物の一つである。当時より大正末期頃迄續いた商取引に有名で行事的なものがある。山間部の農家の者は益が近づくとなつて薪を馬に積んで朝早く三毛門村にやつて来る。三毛門の農民は田んぼに出て朝草切りをしている三毛門のお百姓に南京の欲しい事を話す。そうすれば己の家に連れ行き南京これに対して薪これ位として南京を渡し薪を受け取る物々交換なるも澤山換える家は一年間分の薪と交換す。南京取引は実に有名で明治末期頃より炭坑地帯迄も送り農家經濟は非常に豊かだつた。又大東亞戰爭の直後なども食糧難だつた故非常に高價で賣れたものである。商業と呼ばれる程の商業は殆んど行われず今後三毛門駅の設置により駅附近や新國道には商店も出来、村も美しくなる事だろう。現在雜貨店が十軒位あるのみで沓川と三毛門で殆んどを占めている状態、衣料品等は大部分を八屋・中津に求めている。

## 農村工業

沓川の棕櫚繩業は文政初年頃から極度に發展し、文政四年の七月宇島港築港の折棕櫚葉二万枚を長濱へ出したり、又有名となつた理由は当時藝人達が多くこの村に来て興行をなし他所に行つて沓川村の棕櫚繩の盛んなるを宣傳したから遠くは四國・中國迄も有名となり後港を利用して昭和十四・五年頃は山陰・山陽・四國・鮮滿方面迄も送出された。この頃上永丞治氏（現在沓川に居住）が工場機械を整備し數十名の女工を使用して居た。棕櫚繩は氏の考案によるものである。戦後は余り振わらず家内工業的に營業しているに過ぎない。今一度沓川の棕櫚繩として大いに宣傳し農

村工業の位置に達すならば經濟的に、地的によりプラスになると思う。駅の設置、市制の施行、工場誘致この様に發展して來ると附近の農地には商店が産まれて耕作田も可成り宅地と化して行く事と思う。さもないれば將來の發展は望めず將來性のある土地とするには種々な公務團體・社會施設も必要である。耕作田が尠くなれば農業一本の生計は六ヶ敷く他に副業的營業を加味しなければならぬだろう。本村はあらゆる條件から考えて見ると生産より寧ろ加工工業に適している様にある。往昔は毛と呼ばれた様だが時代の移り變りで今迄農工は別離していたが農家資本によつて農村工業を農家の人達で運営して行くならばロスもなく農家經濟上プラスとなろう。スイスは世界第一の農村工業國だが貧しい生活をしている者は一人もなく國民全部が農村工業者ばかりである。本村に適すものと思われるものを特記すれば精米・製粉・製麵・澱粉・蒟蒻等の農産加工、米油・椿油・大豆油等の搾油。畜産加工が特によい様にある。ハム（中津に耶馬溪ハム）あり又広津に東洋畜産あるも技術的には實におそまつで八幡の八木下ハムがある位なり）ベーコン（利用度が少くなつた）ソーセイチ屠殺場では大い血液を放つている故之を利用してプラットソーセイチを製造するならば全國的に不足の狀態だから必ず當てると思う。又雜穀を豚胃に混入してチーズ等も必ず當てるだろう。

## 郡製糸工場

現郡は宇島工場は元、大正九年三月故藏内次郎作氏取締役社長として築上製絲株式會社を創立（釜數一二八釜）したのであつたが、大正十一年二月當社は併合して郡製絲株式會社宇島工場として創業、逐次擴張し今日に至つた

もので、乾繭機は田端式四台、帯川式十二台と煮繭機は那是式一台、千葉式復列煮三台と繰絲機は後藤式多條繰絲機四百八十八釜とE式多條繰絲機二百四十釜等を使用し、取引區域は三縣一市十五郡に亘り年間原料繭購入數量廿七万七千貫余に及ぶと云う。工場現幹部としては工場長を始め教育主任、庶務主任、原料主任、工務主任等あり、職員は男工二十六名、女工六百名、衛生係八名、庶務係四名にして業績を擧げつゝある。最近の製絲界の憂鬱を一掃する爲め一步進んで職員が協力して従業の最低賃銀を決定したり、又九名の委員に於て同會社系統の製絲業者と協力し労働の最低賃銀の決定を協議し、従業員と事業主は融和され協力一致生糸の品質向上を計る事に努めてきた。資本金一、六六六、六〇〇円の郡是王國もナイロンの出現により生産量尠くなりたり。

### 共 濟 組 合

昭和二十二年十二月法律第八十五号により農業災害補償法が施行され、二十三年五月に發足したり、當時は村役場内にありて勸業課これを掌る、二十七年臨時特令法によつて農家單位共濟を行う之は農林省の五ヶ年計画で本村は麥を担当するべく指定された。麥の全收量の八十パーセントが法の定める引受石数なり。組合員たるの資格は五畝歩以上の水稻麥の耕作田を有し之に従事せるもの。農作物共濟(水害干害冷害天變による)は五畝歩以上の耕作水稻麥田を有すものは法的に加入しなければならない。家畜共濟(牛・馬・豚・山羊・羊等の疾病死亡による)任意共濟(建物などだが火災保險と異なる点は風水害等の被害でも被護される又茶種等もある)。組合員五一三名内組合長外二十名の

役員あり。二十八年に役場東側に獨立事務所を設置し三名の専任職員之を掌る。總會は年一回、定款の定むるところにより三十七名の總代を以つて總代會を開催する事あり。

#### 共濟組合役職員

組合長	尾 家 幸 正	築上郡三毛門村大字沓川	役員	北 崎 実	三毛門村大字久松
副組合長	竹 内 傳 吉	三毛門村大字三毛門	猫 田 実	大 字 恒 富	
役員	竹 内 傳 吉	〃	中 村 作 郎	大 字 小 犬 丸	
〃	吉 田 靜 夫	〃	田 中 蘆 彦	大 字 清 水 町	
〃	木 下 政 次 郎	〃	植 田 基 彦	大 字 市 丸	
〃	北 崎 建	〃	井 上 藏 丸	大 字 森 久	
〃	小 木 戸 力 造	〃	篠 原 猛	大 字 三 樂	
〃	秋 成 政 夫	三毛門村字出屋	川 上 国 夫	大 字 三 樂	
〃	松 川 鉄 藏	三毛門村大字沓川	中 井 勇 作	大 字 六 郎	
〃	尾 家 誠 吾	〃	筒 井 巖	大 字 六 郎	
〃	青 行 長	〃	尾 家 才 一	大 字 三 毛 門	
〃	三 浦 英 夫	〃	瀬 川 田 鶴 子	大 字 三 毛 門	
〃	〃	死亡	〃	〃	



## 宇島港の略記

抑宇島築港ノ發端ハ文政三年中津奥平領主ヨリ小倉領上毛郡子祝浦ト中津領広津川以西村落ト交換ノ申込ヨリ之レカ動機トナリ小倉領主ヨリ文政三年幕府ヘ願立ノ手續キテナシ其ノ當時ノ書類多々有之内概略左記ノ通り

中津藩主奥平侯ヨリ小倉藩主小笠原侯エ來狀寫シ

一筆致啓上候然ハ其御領子祝浦ノ儀ハ拙者城下近辺ニ有之漁業者不尠日々此方城下ニ持出シ致商賣候夫レニ付下々雜人ノ儀ニテ毎々喧嘩口論ノ儀差起精々相制シ候得共領違ヒノ儀テ差含取領方有之候其御城下ヨリハ別レテ縣隔候事故御互ニ示シノ不行届人命ニ懸リ候儀モ出來御隣領不和合ノ次第有之候テハ第一公儀ニ對シ不動ノ場合ニモ相觸候テハ御互ニ恐入候儀ニ付右子祝浦ト拙者領分何レ成共御望ミ所ト御振替被下候様御認申入候最モ子祝浦宜敷場所ニ付御所望申候テハ無之候偏ニ領中騒動ケ間敷儀差起リ候テハ公辺ニ對シ恐入候ニ付無據此段及御認申候何分宜敷御聞入被下度恐々謹言

奥平大膳太夫

小笠原大膳太夫殿

一文政三年中津奥平侯ヨリ小倉小笠原侯ニ替地申込ニ對シテハ使者ヲ以テ謝絶シ而シテ小笠原侯ヨリ上毛郡八屋村赤

熊村杵川村ノ地先海濱ニ築港ヲナシ繋船場ヲ設ケ陸地原野ヲ開拓宅地トシテ小祝浦漁民移住スル計画ニテ幕府ニ左ノ通り伺書ヲ提出シタリ

## 宇島港事蹟

上毛郡明赤熊村(今赤熊ノ事ナリ)杵川村地内宇島ハ人家モナク小松荊棘叢生シタル狐狸ノ栖ニシテ海面ニ突出シタル洲先ヨリ鵜ノ鳥常ニ群集スルヲ以テ鵜ノ鳥ト呼來リシヲ後テ宇島ト稱ス元來周防洋ハ北ノ方防長ニ國ニ於テハ幾多ノ港灣アルモ南方ハ豊後竹田津ヨリ西參拾余早間繋船スベキ港ナシ故ニ暴風怒濤ノ日雨天暗黒ノ夜等沖合ニテ破艇難船ニ逢フモノ多シ故ニ宇島港ヲ築キ小祝村其他近村ヨリ漁夫商人ヲ移住セン陸地ハ宇佐往來及ヒ筑後國生葉郡吉志井ヨリ宇島ニ達スル近道等ヲ新設改築シ以テ宇島港ノ便利ヲ策ラント欲シ文政三年辰二月波除ケノ爲メ柵ヲ組沈メタルモ遂ニ同年冬ノ風波ニテ全ク破壊シ因テ文政三年公儀經伺ノ上三埠ノ計画ヲナシタリ

一私領分豊前國上毛郡ノ内八屋浦杵川浦之間海岸ニ是迄船繋場無之候ニ付領内遠近ヨリ米穀運送仕候船並ニ諸國廻リ船便利不宜度々破船ノ患有之候仍テ此段右兩浦ノ境ニ別紙繪圖面朱引之通船繋場波除築立右浦纜子祝ト申所ニ有之候漁民三百軒余兩浦ノ内移替補理申度奉存候右出來候得ハ領内ノ便利ハ勿論國廻リ船ノ都合モ可宜哉ト奉存候右様申付候ニテ不苦儀ニ御座候哉繪圖相添此段奉伺候以上

文政三年八月六日

小笠原大膳太夫

水野出羽守忠成殿

一一五



書 役

全	大	前	才	兵	衛
全	富	久	菊	藏	
全	中	山	茂	平	
全	久	保	庄	助	
米	生	貝	兵	衛	
友	枝	多	右	エ	門
三	毛	門	兵	藏	
田	代	真	他	藏	
久	保	田	兩	平	

天祥丸船車の事蹟

一、文政八年小倉領主小笠原候江戸表參勤ノ砌周防灘航海中俄ニ天候變リ難船ノ患アルヲ見受宇島龜町寶來町漁民強壯者四十人ヲ撰拔シ漁船拾艘ニ乗組領主ノ御座船ニ漕付タ六月五日宇島港内ニ無事繫船シ五日六日兩日港内淀泊大ニ奉祝ヲナシタリ

一、六月六日前日拾艘ノ曳船組ニ対シ小倉領主ヨリ爲褒美金五千疋酒壹丁頂戴シタリ

一、六月七日領主御座船宇島港拔錨ニ際シ拾艘ノ漁船護衛曳船ヲシ領主ノ許可ヲ受ケ祝ヒノ船歌ヲ一同連稱シテ沖合迄奉送ス藩主ヨリ御座船天祥丸ノ船名御書下ゲヲ拜領シタリ

一、宇島港ニ領主六月五日御初ノ当日ヲ記念日トシ上御武運長久祈念祭トシテ毎年六月五日六日七日ヲ宇島ノ祭日ト定メ領主ヨリ拜領シタル天祥丸ノ船ヲ台車ニ積神輿ニ續キ各町内ヲ練廻ルテ例トシ六月五日六日七日ハ小倉表ヨリ(寺社懸、船方懸リ、町方懸、郡懸リ)監督ノ爲メ數十人役人出張祭禮中ノ取締ヲナシタリ

天祥丸船名ヲ許ス  
宇島龜寶來町

文政八年六月

小笠原大膳太夫  
杉生十右衛門承之

一、文政八年五月五日宇島築港出來形届出同年五月廿日九州監察官日田郡代鹽谷大四郎殿出張ニ付郡代杉生十右衛門並ニ大久保左三兵衛案内ニテ巡視見分濟トナリタリ

一、文政八年六月小笠原藩主江戸表參勤途次宇島築港ニ御初入六月五日六日以内ニ藩主乗船天祥丸碇泊トナリ各郡人民ヨリ献上品ヲ運送大ニ賑ヒタリ

一、宇島町居住者ニ対シ家屋建設料一戸二貫目ツツ下付ノ命令アリタリ

一、文政年度宇島宅地ニ要スル田畑原野四町歩潰地ノ内友枝手永ニ屬スル赤熊村田畑原野二町八又歩三毛門手永ニ屬スル沓川村田畑原野一町二反歩部テ免稅トナリシモ御菜米代ト稱シ年ニ銀二貫四百目ヲ各自所有宅地ニ割當シ毎年四月宇島庄屋元ニテ徵收藩廳ニ納出外ニ漁業者ハ藩主江戸表參勤毎ニ水夫ト稱シ六郡各浦々ヨリ水夫賃金納出ス是ハ浦奉行ヨリ割当納金スルヲ例トス

宇島町区画設計

一、文政三年ヨリ文政八年十二月迄子祝浦ヨリ二百三十戸転住外各国ヨリ九十七戸転住シタリ

一、国道小倉ヨリ中津ニ達スル国道宇島地區内長サ六百間  
道幅三間

一、神明町横町常盤町ヨリ遙拜所神幸場迄百四十間  
道幅二間半

一、祝町ヨリ広小路海岸迄百八十間  
道幅二間

一、孝子町里道四十五間  
道幅二間

一、甚助町里道七拾間  
道幅二間

一、泉町里道五拾間  
道幅二間

一、長者町里道百二十間  
道幅二間

- 一、 龜寶來町里道百三十間 道幅二間
  - 一、 若町里道百廿二間 道幅二間
  - 一、 白町里道三十五間 道幅二間
  - 一、 正直町里道六拾五間 道幅二間
  - 一、 千代町里道百廿間 道幅二間
  - 一、 大福町里道八十間 道幅二間
  - 一、 八千代町里道百四十間 道幅二間
  - 一、 長町里道七拾間 道幅二間
  - 一、 宇島築港役所ハ文政二年十一月官費ヲ以テ建設地宅地三百坪（現時宇島町二百一十一番地）（小畑兵三郎住宅地）
  - 一、 築港ニ關スル事務員詰所ハ字広小路ニテ設置ス（現時宇島神社地ニシテ宇島港記念碑建設地ナリ）
  - 一、 築港着手ヨリ竣功迄藩主ヨリ特ニ宇島通用紙幣ヲ發行ス（俗ニ宇島築港紙幣ト云フ）
  - 一、 宇島地内ニ居住者産神ハ沓川春日神社赤熊池田神社ノ氏子トス祭禮ハ毎年六月五日六日七日ヲ定日トシ神輿御幸等ノ場合ハ兩神社交代勤請行幸トス（俗ニ殿様祭ト稱ス）
  - 一、 寺院宗教上ハ移住者自由信仰ニ放任ス
  - 一、 神明町海岸ニ金比羅神社ヲ勸請ス
  - 一、 神明町海岸ニ横二間半長十間拜殿建設遙拜所ト稱ス
  - 一、 若町八千代町海岸ニ神幸場拜殿ヲ建設ス地名ヲ堂山ト稱ス
- 舊記調査上ニ付舊藩主ヘ照會ノ件
- 拜啓却説伯爵殿下益御機嫌能可被遊御座奉遙賀候陳ハ当宇島町内宇龜寶來町住民今般協議ノ上文政年度舊藩主ヨリ拜領シタル天祥丸紀念碑建設ノ計画中ニ有之候然ルニ其當時保存書類別紙寫ノ通控有之候右ハ御多忙中奉恐縮候得

共小笠原家御記録ニ御対照御願申上候龜寶來居住人民ヨリ願出無止次第ニ付御伺申上候何卒特ニ御手數奉懇願候  
敬具

大正十年八月九日

福岡縣築上郡宇島町元庄屋

小畑兵三郎

伯爵小笠原長幹殿家扶

小畑野二郎殿

拜啓殘暑凌兼候處彌御清祥奉賀候陳ハ客月九日付華墨及ヒ御送付ノ宇島築港事蹟ハ御当家記録ニ対照致候處文字ニ多少ノ差ハ有之候得共大体ニ於テ相違無之候様被存候間乍延引右答申上候  
敬具

大正十年九月五日

小笠原長幹家扶  
小畑野二郎

小畑兵三郎殿

クリーニングの御用命はノ

石田ランドリーへ

八屋町国道筋  
電話四二一番

洋品・雜貨  
帽子・靴・雨具

ワタナベ洋品店

八屋町中央四社

# 住宅

居住々宅六百七十四戸、専用住宅五七三戸(公營を除く)給與住宅六戸、又一戸住宅の敷疊平均数は二三、二枚なり。  
 この中専用農家數百八十戸兼業農家數三六三戸である。戦前建築六二七戸戦時建築九戸戦後建築四八戸(公營住宅等含まず)小路村長は住宅難緩和の爲三毛門にて七戸市丸に六戸沓川郡是製糸會社側に五戸新國道筋に四戸新築し一戸当り建坪八・五坪なり、村費五万円國庫補助十五万円計二十万円一戸当りである。

# 保健・衛生

- 医師 三
- 齒科医 一
- 獸医 二
- 鍼灸師 二
- 保健婦 一
- 助産婦 一

医学博士 市場 官 司(明治三十九年七月廿五日生)字三毛門電話七五二五番

尊き人類の生命を掌中に握り直接間接に人生の幸不幸を支配し左右するものは医術である。術の巧妙と技の卓越なるのみならず高潔な人格英邁な識見の之に伴う技術識見の兼備者とは氏である。氏は中津中学校を卒業し高知高等学校理科乙に学び金澤医科大学に進み更に同大学院にて内臓外科を専攻して榮ある医学博士となりたり。後金澤医科大学附屬病院第一外科の助手を務め転じて神戸川崎重工業内附屬林田病院外科医長となる、なお神戸川崎重工業副参事の任を受け、川崎航空機都城病院長を務めたり。戦後三毛門にて市場医院を開業し内科・小兒科・放射線科専門

として誠意懇切に深更門を叩く患者なれば欣然禱を蹴つてスクーターで病床に馳せ斯道を以て貢献しつゝあり又氏の趣味は晝画・音楽・スポーツである。夫人服子さんとの間には一男五女あり、長男勝若は中津北高等学校に在学中、長女道子さんは京都女子大学在学中、次女桂子さんは京都成安女子大学在学中、三女博子さん扇城高等学校、四女榮子さん吉富中学校在学、五女貴子さん三毛門小学校在学である。

竹 内 正 直(大正十五年三月二十二日生)字三毛門電話七二五一番

昭和十四年四月大分縣立中津中学校に入学し十九年三月同校を卒業以来齒科医を以て世に立たんと志し昭和二十年四月九州齒科大学に学び刻苦螢雪の功を積みて二十四年三月に業を卒え二十八年四月字三毛門にて齒科を開業して現在に及んでいる。氏は田滿温厚で卓越せる技術は患者の信頼をかい地盤も擴張の途にある。

至極田滿な家庭には夫人と女兒二人ありて氏は特に讀書を唯一の趣味としているのである。

# ヤクルト

人腸保護菌飲料の最高水準を行くヤクルトは代田博士が厚生省より奨学研究費を戴き、永い間幾多の辛苦と共に研究完成され專賣特許を許可され、博士自からの監督の元に責任ある培養をされ各官房官病院各家庭の皆様方の御手元へ配達されている乳酸菌界の王者として其の類い無き優秀なるヤクルトを携えて郷土三毛門に築上地区の皆々様の健康保持、体力増強、長壽の爲、本ヤクルトを普及し、ひいては築上地方の繁榮に貢献致し度く代田博士指導の許に支部を開設致しましたから何卒郷土の皆様方の御支授と御協力を賜り度く御願申上げます。

八屋町宇之島神明町

代田株式會社築上支部

池 上 重 行

### 旅 館

昔ならば會場もいらす原野や又神社、寺院等で會談も出来たが文化の發達に従い現在では其の職業や營業も分析化されて料亭や旅館等が出来た様になつた。昔の庄屋は殿様指定の旅館だつた譯だが今日では誰でも殿様になれる様に進歩したのである。本村にも唯一無二の新築旅館島屋が岩岳川の川添に優雅な灯を映していた。緒家六一氏六才の時氏の父君家を新築して昭和六年一月十日に旅館業を始め島屋と呼稱せり、然るに当時は郡是製糸盛運なる爲製糸會社の客多く其の客の全部を島屋旅館に迎え優遇したり、当時非常に榮えたるに惜しい哉昭和六年六月十一日父君逝去したり又當時は眞店をも兼業して居たる故宿客及近郷の農村民も非常に便利だつた。現在の新國道も未だ貫通してなく西鉄バスは定期運転用にオープンカーと云つて四・五人乗り程度のものでつた。舊國道は交通の便も非常に宜敷き爲通行人にも島屋旅館は實に便利だつたが、昭和七年一月一日都合により廢業せり。

### 美 容

ヘアースタイルや化粧法次第では如何に美人でない顔立ちの方でも理知的なをして実に魅力的な表情を現す事が出来ます。美容にいさゝかでも通じている人は常に綺麗であり、其の人の一舉手一動に至る迄女性的柔らかなさが漂い迫力がある。美容も藝術の一つで眞善美が整えば云い分のない美人となる。さて皆様の個性を生かして藝術的三大要素を手際よくコレクションさせて美人をつくつてくれるところは次の御店です。

▼コールドパーマ▲  
▼クリームパーマ▲

### 築上美容院

築上郡八屋町新天街前  
TEL 三三九

~~~~~コールドパーマ~~~~~  
~~~~~クリームパーマ~~~~~

### 谷口美容院は

貴女を御待ちして居ます

八屋町宇島踏切

個性を生かす好みのセツト

☆☆コールドパーマ  
☆クリムパーマ  
☆男の子パーマ

### ローズ美容院

宇島駅前

築上郡八屋町宇島

紙・文房具  
有名化粧品  
小間物

### 鱧永商店

TEL 三三四

有名化粧品・小間物

# うじの化粧品店

TEL 八屋町駅前通り

有名化粧品の御買上げは

# 武上化粧品店

八屋町新天街内

## 娯楽・遊技

正徳元年の頃沓川の濱で義太夫節も度々行われたり元禄十五年に流行した浄瑠璃芝居等も沓川の濱で行われたとあるから沓川が一番早かつた様に思われる。後文政になつてからは宇島港の起工等で層一層盛んとなつた、特に宇島は盛んだつた。素人演藝の盛んとなつたのは安政六年で騒藝とでも申しますか兎に角騒ぐ事を喜び元禄時代の浄瑠璃とは全く異つたものであつた。架設興行は明治大正初年迄盛んだつたが後映画技術が極度に発展したるに設備を持たない本村民は娯楽を求めて宇島町の東洋映画劇場や八幡町の日活館に行く様になつた。戦後日活館休館となるに及び東洋映画劇場が唯一の娯楽機關として大衆にしまれる様になつた。教養人として世に伍してゆくには種々な教養書や新聞、雑誌、ラジオ等あるけれど映画館は現代人の必要施設の一つとして、美を求める者の中映画ファンの実に多い事は政府も又見逃さない。

## パチンコ

大正時代には濱の市や秋祭り等小兒の遊技としてあつたものであるが、昭和二十五年に静岡に始まり以來盛んと成りて、現今では大衆娯楽の唯一機關となる。買玉百ヶ二〇〇円に付き一日二千円位で楽しむものもあり、景品がすばらしく、玉二十ヶと真ビースト一の割にして交換するに一ポールも二ポールも家に持ち歸るものもある。

## 我が国で始めてなされたこと

大化三年皇極天皇の法制改革時代に始めて駅傳の制を布き駅と云う言葉を使う。

齊明天皇、皇太子漏刻を作りて始めて正時を報ず、白雉六年五月八日後此の日を時の記念日とす太陽曆換算六月十日一二九五年前。

学校を建てたのは白雉十年四月二十五日天智天皇の時代鬼室集斯を學頭とす。

養老三年二月三日元正天皇の奈良時代に始めて百姓に右襟をなさしめた。

正暦二年今から一六六六年前才女、紫式部、清少納言、伊勢大輔、和泉式部、小式部、赤染衛門等の輩出、男女平等の時代もあつた。

後花園天皇、嘉吉元年室町時代に幕府は金融質屋を設く、之を保護し、無盡講あり。

西洋文化の輸入始まりたるは天文十二年八月二十五日後奈良天皇の代。

菓子、硝子は天文十九年にポルトガルより輸入された。

## 治 安

巡查駐在所(三毛門村巡查駐在所沿革誌より)

長く出る！  
好評の日乃本パチンコへ！  
一日の仕事の疲労を  
忘れるパチンコ

### 日乃本パチンコ

八屋町中央

応接台  
嫁入道具一式  
製造販売部

## 太国家具店

渡辺 蕃

築上郡三毛門村字出屋

出る！  
絶評の中央パチンコへ  
皆様の御出を願っています……

### 中央パチンコ

八屋町中央区四辻

【創業明治十五年】

## 有限池田昭工社

高級建具・和洋家具  
学校用器具  
諸官庁事務用家具  
代表取締役 池田 舜一  
福岡県築上郡八屋町  
電話 三四〇番

明治二十年七月杳川區の北崎勝藏氏居住家屋納戸二間を一ヶ月家賃六十錢(一ヶ年)七円二十錢にて借用設置せり。  
二十四年六月迄当所に於て執務す。

明治二十四年七月九日尾家実藏氏宅一部を借用移転せり、家賃一ヶ年七円也明治四十二年井戸設置、四十五年主管に變えたり。

大正二年疊、建具、棚を整備す費用一円六〇錢、同十一年に疊、建具を新調せり。昭和六年十二月十三日尾家信次氏が急逝するに及び杳川區の所有となり、三毛門村は月二円杳川區民に支拂ひ修繕の負擔を負はしむ。

昭和十一年五月十二日大字杳川村會議員堀尾恒藏氏白石六郎氏和田勝三郎氏區長内藤鉄之助氏、堀尾恒藏氏協議員田中忠吉氏有吉才次郎氏田村壽吉氏。内丸芳太郎氏は当日早朝より駐在所に集合し、從來井戸水の不潔なる爲井戸を新たに掘りたる處水全く異り良水湧出す。

#### 改築の聲

間口五間半奥行四間都合二十二坪、事務所二坪二合五勺貧しき建物として廳舎に相應しからずと村民有志諸賢は改築の要ありと稱えたる時有資産家尾家信次氏其の要なしと云ひたるに杳川區民擧つて之に反対したる故氏は絶望に歸し百万長者と言われし尾家も没落の途を歩く己むなきに至る。世は進歩し再び改築移轉の声起る。時昭和十年末愈々改築の氣運濃厚となる、昭和十二年七月七日、日支事變勃発の爲物資統制となり設計も杜絶せり、同十五年に八屋署藤田署長より國際情勢上移轉改築の要ありとして十六年四月三日明治節の佳日を下し、自動車にて猫田慶次郎氏宅に駐在所移轉改築費寄贈方歎願したる處氏も心良く承認され建設方確認されたり、同十六年五月入札執行せられ八屋町出身土木建築業木部龍太郎氏が金四千五百八十円にて落札したり、位置三毛門村字恒富十字路北側にして之又本村出身現在満洲旅順にて石炭商を営み居る矢幡謙治氏の篤志により寄附せられたり、宅地總面積九十坪にして建物は三十坪、兩横は洋館式の文化事務所が建設せられるなり。

昭和十六年七月二十四日建物地鎮祭執行、同十月十七日工事落成十八日舊廳舎より移轉事務を取る新廳舎總工費五



千五百円。事務室に掲げたる寫眞は寄贈者猫田慶次郎氏なり。

|        |    |      |    |    |
|--------|----|------|----|----|
| 明治四十二年 | 窃盜 | 三件   |    |    |
| 大正九年   | 窃盜 | 二件   |    |    |
| 昭和六年   | 殺人 | 一件   |    |    |
| 昭和二十一年 | 窃盜 | 一〇七件 |    |    |
| 同二十二年  |    | 一二〇件 |    |    |
| 昭和二十八年 | 窃盜 | 二二件  | 失火 | 一件 |
|        |    |      |    | 傷害 |
|        |    |      |    | 三件 |

### 京築貨物運送株式会社

宇ノ島駅前通り  
電話二七一番

### 鎮西運送株式会社

八屋町中央区  
電話三四五番

### 三毛門工業所 尾家セメント瓦工場

尾家貢

三毛門村小学校前  
TEL

### 財団法人 築上下ドレスメーカー女學院

院長 尾家 緑  
電話八屋一四七番

#### 入学案内

洋裁教室 本科一ケ年 師範科一ケ年  
 ティラ教室 三ケ月  
 帽子教室 一ケ年  
 M式編物教室 本科三ケ月  
 師範科 六ケ月  
 研究科 三ケ月  
 料理教室 本科一ケ年 速成科三ケ月  
 帽子教室・料理教室は週一回の教授  
 です。其の他詳細は当学院へお問合せ下さい。

# 日本鋼業株式會社

社長 本田清藏

所在地 築上郡八屋町

電話 411・52・5 番

## 九州電力株式會社

八屋營業所

電話一三四番

宇ノ島倉庫

電話一一番

宇ノ島發電所

電話七九番

築上發電所

電話  
四〇〇一  
四〇〇二  
四〇〇三番

大分銀行宇島支店

電話六一番

福岡銀行八屋支店

電話八番

福岡相互銀行

出張所  
八屋

電話四三〇番

西日本相互銀行

支店  
八屋

電話七八番

築上信用金庫

電話二四一番

高級御料理 樂樂

TEL 八屋中央區  
二三七

旅館・料理

築上館

電話二葉一  
番町

昭和二十九年十月七日印刷  
昭和二十九年十一月一日発行 【非売品】

福岡県築上郡三毛門村大字沓川四六二番地

発行人 小 原 宗 西

福岡県築上郡三毛門村三毛門小学校講堂内

発行所 築 上 広 報 協 会

中津市東本町四六〇番地

印刷所 大洋印刷紙器株式会社

印刷人 原 正 司